

北陸信越運輸局

長野運輸支局監修

貨物自動車運送事業の事業計画変更等

申 請 様 式 集

(改 訂 版)

平成 16 年 3 月 作成

目 次

| | | |
|--|---|----------|
| 公示第110号 | 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について | 1 |
| 公示第111号 | 一般貨物自動車運送事業及び特定自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理期間について | 15 |
| 貨物自動車運送事業法関係法令の解説 | | 17 |
| 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請等に係る様式・添付書類等 | | 21 |
| | (平成15年3月31日 北信交貨第301号) | |
| 郵送による申請・届出等の取扱いについて | | 31 |
| | (平成10年6月30日 新自貨第262号、新自取第64号) | |
| 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請等の記載例 | | |
| 1. 認可申請 | 営業所(利用を行わない)の新設 | 33 |
| 2. 認可申請 | 営業所(利用を行う)の新設 | 38 |
| 3. 認可申請 | 営業所廃止 | 41 |
| 4. 認可申請 | 貨物自動車利用運送をする | 44 |
| 5. 事前届出 | 増車・減車 | 46 |
| 6. 事後届出 | 役員変更 | 51 |
| 貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業を一体的に経営する者による変更認可申請等に係る様式等(一元化した提出の手続き) | | 59 |
| | (平成15年7月30日北信交貨第139号他) | |
| 貨物利用運送事業の登録事項変更届出等 | | 61 |
| 輸送の安全確保に関する手続き等について | | |
| 1. 運行管理者に係る届出留意事項等 | | 63 |
| 2. 運行管理者の選任(解任)届出 | | 64 |
| 3. 運行管理者資格者証返納届 | | 69 |
| 4. 事故の連絡に関する留意事項 | | 70 |
| 5. 自動車事故報告書 | | 74 |
| 車両整備管理に関する手続き等について | | |
| 1. 事業用自動車の定期点検整備実施基準例 | | 85 |
| 2. 整備管理者選任(解任)届 | | 88 |

公示第 1 1 0 号

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について

公示第 1 1 1 号

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理期間について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等については、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査項目及びその適合基準に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

北陸信越運輸局長 園田良一

記

許可（貨物自動車運送事業法第3条、第35条第1項）

許可申請事案に対する審査は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第5条及び第6条第1項並びに同法第35条第3項及び第4項の規定するところにより、厳正かつ公平に行うものであるが、次の項目については、それぞれの適合基準により審査する。

なお、審査にあたっては、必要に応じて事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。

I. 一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送を除く。）

| 項 目 | 適 合 基 準 |
|-------------------|--|
| 1. 営業所 (1) 使用権 | 申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。（自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。） |
| (2) 立地条件 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。 |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>(3) 規 模</p> | <p>事業遂行上、適切な規模であること。(適切な規模とは、営業所としての専有面積が10㎡以上の場合、または10㎡未満であっても、机、椅子、電話等の事業運営上最低必要限度の設備を有し、かつ、運行管理面においても支障のないものと認められる場合をいう。)</p> |
| <p>2. 事業用自動車 (1) 車両数</p> | <p>営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号で定める種別)毎に、5両以上であること。(けん引自動車、被けん引自動車を含む場合の車両数の算定は「けん引自動車1両+被けん引自動車1両」を1両とする。)</p> <p>けん引自動車、被けん引自動車の保有比率については、最低車両台数を上回る部分の規制はしないものとする。</p> <p>霊柩運送または一般廃棄物運送を行う事業及び一般的に需要が少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。)の地域における事業を営もうとする場合にあっては、にかかわらず、取扱い貨物、営業区域等を限定する等9に掲げるところにより条件を付することによって当該事業の経営を許可することができるものとする。</p> |
| <p>(2) 使用権</p> | <p>使用権原を有するものであり、次の書面の提出により判断するものとする。</p> <p>ア. 自社(者)保有車両の場合は、自動車検査証の写し</p> <p>イ. 購入による場合は、車両売買契約書等の写し</p> <p>ウ. リース契約による場合は、契約期間が1年以上であるリース契約書の写し。</p> <p>なお、契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。</p> |
| <p>(3) 構 造</p> | <p>計画車両の大きさ構造等が輸送する貨物に適切なものであること。</p> |
| <p>3. 車 庫 (1) 位 置</p> | <p>原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合するものであること(当該営業所からの直線距離が、新潟県、長野県にあっては5km以内、富山県、石川県にあっては10km以内に設置されるものであること。)</p> |

| | |
|----------------------|---|
| (2) 立地条件 | <p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> <p>計画車両の通行において出入口の前面道路については、車両制限令に適合するものであり、その確認は幅員証明書により行うこととする。（国道については、当該幅員が車両制限令に適合しているものとみなす。）</p> <p>また、交通保安上支障がないものであること。（必要に応じて、警察当局へ照会等を行うこととする。）</p> |
| (3) 収容能力 | <p>車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が 50cm 以上確保され、かつ、計画車両の全てを収容できるものであること。</p> <p>他の用途に使用される部分と明確に区画されており、敷地内における車両の通行に支障がないこと。</p> |
| (4) 使用权 | <p>申請者が、その土地、建物について 1 年以上の使用权原を有するものであること。（自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が 1 年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用权原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が 1 年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用权原を有するものとみなす。）</p> |
| 4. 休憩・睡眠施設 (1) 位置 | <p>営業所または車庫に併設または隣接している等乗務員が有効に利用することができる位置にあること。</p> |
| (2) 規模 | <p>乗務員が有効に利用できる適切な規模及び設備を有する施設であること。なお、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者 1 人当たり 2.5 m²以上の広さを有すること。</p> |
| (2) 使用权 | <p>申請者が、その建物について 1 年以上の使用权原を有するものであること。（自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が 1 年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用权原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が 1 年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用权原を有するものとみなす。）</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>(3) 立地条件</p> | <p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、建築基法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> |
| <p>5. 管理体制 (1) 運転者</p> | <p>車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者が確保されるものであること。この場合、確保する運転者は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 3 条第 2 項に違反する者でないこと。</p> |
| <p>(2) 運行管理者</p> | <p>営業所毎に選任を義務付けられる員数の常勤の運行管理者が確保されるものであること。</p> |
| <p>(3) 運行管理体制</p> | <p>運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。</p> <p>自動車運転者の勤務割及び乗務割が平成 13 年 8 月 20 日国土交通省告示第 1365 号「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準について」に適合するものであること。</p> <p>車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。</p> <p>事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告等の体制について、整備されていること。</p> |
| <p>(4) 整備管理者</p> | <p>選任を義務付けられる常勤の整備管理者が確保されるものであること。</p> <p>ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。</p> |
| <p>(5) 危険物取扱者等の有資格者</p> | <p>石油類、高圧ガス、毒物、劇物等危険物の輸送を行うものにあつては消防法等関係法令に規定する危険物取扱者等の有資格者が確保されるものであること。</p> |

6. 資金計画
(1) 自己資金

次により算定した所要資金の総額の2分の1以上の額の自己資金の確保が現実であること。

- ア. 人件費 ... 役員報酬及び健康保険料等の法定福利費を含む2ヵ月分
- イ. 燃料油脂費及び修繕費 ... 燃料油脂費及び修繕費のそれぞれ2ヵ月分
- ウ. 車両費 ... 車両取得価格〔改造費を含む〕(割賦の場合は未払金を含む。)、リースの場合は1ヵ年分のリース料金
- エ. 土地・建物費 ... 取得価格(割賦の場合は未払金を含む。)、賃借の場合は1ヵ年分の賃借料及び敷金等
- オ. 什器・備品費 ... 取得価格(割賦の場合は未払金を含む。)
- カ. 保険料 ... 自賠責(共済)保険料、任意保険料及び危険物を取扱う運送の場合は、当該危険物に対応する賠償責任保険料のそれぞれ1ヵ年分
- キ. 各諸税 ... 自動車税の1ヵ年分及び自動車重量税、自動車取得税、登録免許税等
- ク. その他 ... 光熱水料、通信費、宣伝費、道路使用料その他の費用の2ヵ月分

自己資金とは、法人を設立しようとするものにあつては出資金の総額。既存の法人にあつては資本金及び剰余金(資本の部の総計)の総額(増資を行う場合はこれを加えたもの)とし、それぞれ次により確認する。

ア. 既存の法人の場合

- a. 最近の事業年度における貸借対照表(場合によっては中間決算による貸借対照表)
- b. 増資を行う場合には増資決議議事録及び出資者全員の出資引受書

イ. 法人を設立しようとする場合

出資者全員の出資引受書

ウ. 個人の場合

資産目録

事業計画の変更については、特に必要な場合を除き、資金計画に関する審査を省略する。

| | |
|----------------|--|
| <p>7. 法令遵守</p> | <p>自動車運送事業の遂行に必要な関係法令を遵守するものであること。</p> <p>健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下社会保険等という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。</p> <p>申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する常勤の役員）が、次のア.イ.ウ.のいずれにも該当する者ではないこと。</p> <p>ア．貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受け、当該申請日において当該処分期間終了後3ヵ月（悪質な違反については6ヵ月）を経過していない者</p> <p>イ．貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受けた法人に、当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任し、当該申請日において当該処分期間終了後3ヵ月（悪質な違反については6ヵ月）を経過していない者</p> <p>ウ．申請後において、貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受けた者</p> <p>（注1）「常勤の役員」とは、相談役、顧問その他いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力をもって事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者をいう。</p> <p>（注2）「悪質な違反」とは次の場合をいう。</p> <p>a. 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、または隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合</p> <p>b. 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為または社会的影響のある事故を引き起こした場合</p> <p>c. 事業の停止処分を受けた場合</p> <p>新規許可事業者に対しては、自らの安全輸送に対する意識を高めるため許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、事業開始後6ヵ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導を実施するものとし、指導講習の未受講者及び巡回指導による改善が見込まれない場合等には、監査等を実施するものとする。なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に実施するものとする。</p> |
|----------------|--|

| | |
|---|---|
| <p>8. 損害賠償能力</p> | <p>自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済に加入するほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。なお、事業用自動車100両以下の事業者にとっては、被害者一名につき保険金額は5,000万円以上の任意保険に加入するものであること。</p> <p>石油類、化成品類または高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。</p> |
| <p>9. 許可に付する条件</p> | <p>新規事業者に対しては、許可に際し、許可後1年以内に事業を開始すべき旨の条件を付することとする。</p> <p>運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すること。</p> <p>霊柩運送事業</p> <p>ア．霊柩運送のみを行う事業については、許可に際し、「霊柩運送に限る。」旨の条件を付することとする。なお、車両数が適合基準に満たない場合は「発地及び着地のいずれもが 県の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨を加えるものとする。</p> <p>イ．霊柩運送と霊柩運送以外の運送を兼営する場合については、許可に際し、「霊柩自動車による運送は、霊柩運送に限る。」旨の条件を付することとする。</p> <p>なお、霊柩運送の車両数が適合基準に満たない場合は「発地及び着地のいずれもが 県の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨を加えるものとする。</p> <p>一般廃棄物運送のみを行う事業</p> <p>一般廃棄物運送のみを行う事業であって車両数が適合基準に満たない場合は、許可に際し、「一般廃棄物運送に限る。」及び「発地及び着地のいずれもが 市（町、村）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨の条件を付することとする。</p> <p>一般的に需要が少ないと認められる島しょにおける事業</p> <p>一般的に需要が少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）における事業であって車両数が適合基準に満たない場合は、許可に際し、「発地及び着地のいずれもが 島内の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨の条件を付することとする。</p> |
| <p>10. 貨物自動車利用運送を行う場合の営業所関係 (1) 使用权</p> | <p>申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。（自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。な</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>お、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。)</p> |
| (2) 立地条件 | <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第229号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> |
| (3) 規模 | <p>事業遂行上、適切な規模であること。(適切な規模とは、営業所としての専有面積が10㎡以上の場合、または10㎡未満であっても、机、椅子、電話等の事業運営上最低必要限度の設備を有し、かつ、運行管理面においても支障のないものと認められる場合をいう。)</p> |
| (4) 業務の範囲 | <p>「一般事業」または「宅配便事業」の別とする。</p> |
| (5) 保管体制 | <p>保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管施設は、所在地、面積、構造及び付属設備について、明記すること。 |

II. 一般貨物自動車運送事業の許可（特別積合せ貨物運送に限る。）

特別積合せ貨物運送をする場合の一般貨物自動車運送事業の許可申請事案に対する審査は、I .の審査項目に加え、次の項目について審査する。

| 項 目 | 適 合 基 準 |
|--------------------|---|
| 1. 荷扱所 (1) 使用権 | <p>宅配便のいわゆる取次店等は、荷扱所に含めないものとする。</p> <p>申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。 （自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）</p> |
| (2) 立地条件 | <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> |
| (3) 規 模 | <p>事業管理運営上支障のない規模であること。</p> |
| 2. 積卸施設 (1) 使用権 | <p>申請者が、その建物について1年以上の使用権原を有するものであること。（自己所有の場合は、登記簿謄本を添付。借入の場合は、契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示またはその写しの提出をもって使用権原を有するものとする。なお、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合であっても、契約満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものは、使用権原を有するものとみなす。）</p> |
| (2) 立地条件 | <p>営業所または荷扱所に併設するものであること。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> |
| (3) 規 模 | <p>施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。</p> |
| 3. 営業所及び荷扱所の自動車の出入口 | <p>複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、当該営業所及び荷扱所が「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和32年政令第320号）第4条及び第6条第1項の基準により、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないものであること。</p> |
| 4. 運行系統及び運行回数 | <p>運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。</p> <p>取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎が、的確なものであること。</p> <p>運行車の運行は、少なくとも1日1便以上の頻度で行われるものであること。ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、1日1便以下でも差し支えないものとする。</p> |
| 5. 積合せ貨物管理体制 | <p>貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法または設備を有すること。</p> <p>貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。</p> <p>貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。</p> |
| 6. 運行管理関係 | <p>自動車運転者の勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」に適合するものであること。</p> |

・ 特定貨物自動車運送事業の許可

次の項目について審査する。

| 項 目 | 適 合 基 準 |
|--------------------------|--|
| 1. 運送需要者 (1) 特定の運送需要者 | <p>単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該荷主が宅配便等一部小口貨物を依頼している場合を除いてその荷主の総輸送量の 80% 以上の取扱いが可能であること。 <p>運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、他の運送事業者による一車貸切輸送が行われていないものであること。 |
| 2. 営業所 | I. - 1. に同じ。 |
| 3. 事業用自動車 (1) 車両数 | <p>営業所毎に配置する事業用自動車の数は、5 両以上であること。</p> <p>1. - 2. (1) , に同じ。</p> |
| (2) 使用权 | I. - 2. (2)に同じ。 |
| (3) 構造 | I. - 2. (3)に同じ。 |
| 4. 車庫 | I. - 3. に同じ。 |
| 5. 休憩・睡眠施設 | I. - 4. に同じ。 |
| 6. 管理体制 | I. - 5. に同じ。 |
| 7. 法令遵守 | I. - 7. に同じ。 |
| 8. 損害賠償能力 | I. - 8. に同じ。 |
| 9.貨物自動車利用運送を行う場合 | I. - 10. に同じ。 |

| | |
|---------|---|
| 10. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定貨物自動車運送事業の許可は、特定の運送需要者に付与するものであり、既にこの許可を取得した事業者が、特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請手続を要するものとする。 ・ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づき別途定める様式により、運輸の開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入の徹底を図ること。 |
|---------|---|

事業計画の変更認可等（法第9条第1項、第3項・第35条第6項）

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等の申請及び届出に関する審査は、次の項目についてそれぞれ審査する。

なお、審査にあたっては、必要に応じて、事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。

1. 事業計画の変更の認可及び届出の受理

(1) 事業計画変更のうち、次の事項については、 または の基準に適合するものであること。

営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別。

また、特別積合せ貨物運送をする場合には、営業所及び荷扱所の位置、積卸施設の取扱能力、運行系統並びに運行日及び運行回数。

新たに霊柩自動車を配置し、または、新たに普通車を配置しようとする場合の事業用自動車の種別の変更の事業計画変更認可。

事業計画変更のうち事業規模の拡大となる申請については、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する常勤の役員）が、次のア・イ・ウのいずれにも該当する者ではないこと。

ア．貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受け、当該申請日において当該処分期間終了後3ヵ月（悪質な違反については6ヵ月）を経過していない者

イ．貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受けた法人に当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任し、当該申請日において当該処分期間終了後3ヵ月（悪質な違反については6ヵ月）を経過していない者

ウ．申請後において、貨物自動車運送事業法または道路運送法の違反により自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受けた者

事業規模の拡大となる申請とは、新たに特別積合せ貨物運送及び貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設(増設に限る。)、自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)、運行系統の新設をしようとするものをいう。

(2) 事業用自動車の数の変更の事前届出

事業用自動車の種別毎の数の変更については、別に定める届出書及び添付書類により、実施予定日の5日前までに提出し、その内容が真正なものであること。

増車については、届出者が当局管内において、貨物自動車運送事業法及び道路運送法違反により車両使用停止(禁止)以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

(3) 事業計画変更の事後届出

北陸信越運輸局長が指定する区域内における営業所の位置の変更については、車庫との距離制限上支障ないものであること。

(4) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更

事業用自動車、車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の認可申請及び届出に係る場合は、協定書等の提示をすること。

2. 運送約款の認可(法第10条第1項)

(1) 貨物自動車運送事業法施行規則第11条に規定される記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

(4) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービス等の独自の約款の設定(変更)を行おうとする場合は、当該サービスの特殊性が認められるものであること。

3. 事業の譲渡譲受の認可

事業の全部を譲渡譲受の対象とするものでありⅠ.基準に適合するものであること。

4. 合併、分割または相続の認可

I . の基準に適合するものであること。

5. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、または廃止する場合に限ることとし、事業の一部の休止または廃止については、事業計画の変更の手続を行うこと。

6. その他

特定貨物自動車運送事業の事業計画等の認可申請(届出)については、この処理方針を準用するものとする。

附 則

(適用の日)

1. この処理方針は、平成15年4月1日から適用する。

2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」(平成14年7月1日付け公示第27号)及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等に関する処理方針について」(平成14年7月1日付け公示第28号)は、平成15年3月31日限りで廃止する。

(係属事案に関する経過措置)

3. この処理方針適用の日以前に受理した事案の平成15年4月1日以降における処理については、次によるものとする。

「車両数」及び「法令遵守」に関する審査については、1 . にかかわらず、なお、旧処理方針(平成14年7月1日付け公示第27号)により処理する。

上記 以外の事項(「許可に付する条件」を含む。)については、この処理方針により処理する。

附 則 (平成16年8月5日付け公示第56号で一部改正)

この改正処理方針は、平成16年9月1日以降、北陸信越運輸局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

附 則 (平成19年8月6日付け公示第58号で一部改正)

1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請事案について適用する。

2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 (平成20年4月1日付け公示第1号で一部改正)

この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請事案について適用する。

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理期間について

標記について、下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

北陸信越運輸局長 園田 良一

記

1. 審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成15年2月28日付け公示第110号）及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の別紙1～5によるものとする。

2. 標準処理期間

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の標準処理期間については、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 | 3～4ヵ月 |
| (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 5～6ヵ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 4～5ヵ月 |
| (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | |
| (特別積合せ貨物運送及び貨物自動車利用運送に係るものを除く。) | |
| (運輸支局長権限に係るもの) | 1～2ヵ月 |
| (その他のもの) | 1～3ヵ月 |
| (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～4ヵ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～3ヵ月 |

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可 | 1～3ヵ月 |
| (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヵ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～2ヵ月 |
| (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヵ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～2ヵ月 |
| (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヵ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～2ヵ月 |
| (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可 | 1ヵ月 |
| (10) 特定貨物自動車運送事業の許可 | 2～3ヵ月 |
| (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | 1～2ヵ月 |
| (12) 運輸支局長から地方運輸局長への進達 | 5～10日 |

附 則

- この公示は、平成15年4月1日から適用する。
- 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」（平成14年7月1日付け北陸信越運輸局長公示第29号（以下「旧公示」という。））は、平成15年3月31日限りで廃止する。ただし、平成15年3月31日までに当局管内の運輸支局において受理した事案の標準処理期間については、なお、旧公示によるものとする。

貨物自動車運送事業法関係法の解説

I. 許可、認可申請又は届出若しくは報告を必要とする事項

貨物自動車運送事業者として次の事項に係わるときは、許可・認可を受けるか、届出又は報告をしなければなりません。

1. 許可を受けなければならないもの。

事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理委託及び受託をしようとするとき[貨物自動車運送事業法(以下「貨物法」という)]

...第29条第1項

2. 認可を受けなければならないもの。

- (1) 事業計画（営業所の位置、自動車車庫、休憩・睡眠施設、事業用自動車の種別、特別積合せ貨物運送の有無、貨物自動車利用運送の有無）を変更しようとするとき...貨物法9条第1項
- (2) 運送約款を変更しようとするとき...貨物法第10条第1項
- (3) 運送事業の譲渡し及び譲受けをしようとするとき...貨物法第30号第1項
- (4) 運送事業者の法人を合併及び分割しようとするとき...貨物法第30条第2項
- (5) 相続により、運送事業を引継ぎ経営しようとするとき...貨物法第31条第1項
貨物利用運送事業の登録を受けなければならない場合

実運送事業許可を有しない貨物利用運送事業者を利用して貨物の運送をしようとするとき...
貨物利用運送事業法第3条第1項

3. 届出をしなければならないもの。

- (1) 事業計画（車両増減）を変更しようとするとき...貨物法第9条第3項（事前届出）
- (2) 事業計画（営業所の名称変更、貨物自動車利用運送を行う業務の範囲・保管体制・保管施設の概要、利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者）を変更したとき...貨物法第9条第3項
- (3) 運行管理者又は整備管理者を選任又は解任（変更）したとき...貨物法第18条、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という）第19条、道路運送車両法第50条、52条
- (4) 事業を休止又は廃止したとき...貨物法第32条
- (5) 貨物軽自動車運送事業を営もうとするとき...貨物法第36条第1項（事前届出）
- (6) 運輸を開始したとき...貨物法施行規則第44条第1項第1号
- (7) 譲渡譲受又は合併並びに分割が終了したとき...貨物法施行規則第44条第1項第2号
- (8) 事業を再開したとき...貨物法施行規則第44条第1項第3号
- (9) 行政庁から命令を実施したとき...貨物法施行規則第44条第1項第4号
- (10) 事業者の氏名、名称又は住所に変更があったとき...貨物法施行規則第44条第1項第5号

貨物自動車運送事業法関係法令の解説

(11) 会社の役員に変更があったとき...貨物法施行規則第44条第1項第6号

4. 報告をしなければならないもの。

- (1) 事業報告書...毎事業年度経過後100日以内...貨物法第60条第1項、報告規則第2条
- (2) 事業実績報告...毎年7月10日まで...貨物法第60条第1項、報告規則第2条
- (3) 運賃及び料金...変更後30日以内...報告規則第2条の2
- (4) 自動車事故報告...事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大事故があった場合(30日以内)...貨物法第24条、事故報告規則第3条 ただし、前示の事故により死者又は重傷者が発生した場合等は、24時間以内にFAX等で速報する。

貨物自動車運送事業者として履行しなければならない事項

1. 運送約款及び個人(引越・宅配・霊柩等の消費者)を対象とする運賃・料金並びにその他国土交通省令で定める事項を掲示すること...貨物法第11条
2. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転手を常時選任しておくこと...貨物法第17条第1項、安全規則第3条第1項
3. 乗務員が有効に利用できる休憩・睡眠施設を整備並びに管理及び保守しておくこと...貨物法第17条第1項、安全規則第3条第3項
4. 乗務員の適切な勤務時間及び乗務時間を定めること...貨物法第17条第1項、安全規則第3条第4項
5. 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合にあって、疲労等により安全な運転が継続できないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置しておくこと...安全規則第3条第6項
6. 過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を行うこと...安全規則第4条
7. 事業用自動車に貨物を積載するときは、変化荷重が生じないように積載すること及び貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛ける等の必要な措置をすること...安全規則第5条
8. 自動車車庫を適切に確保しておくこと...安全規則第6条
9. 乗務を開始しようとする運転者に対し、対面で点呼を行い、疾病、疲労、飲酒その他により安全な運転をすることができないおそれの有無及び運行前の日常点検の実施又はその確認について報告を求め、運行の安全を確保するために必要な指示をすること...安全規則第7条第1項
10. 乗務が終了した運転者に対し、対面で点呼を行い、事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めること...安全規則第7条第2項
11. 乗務の開始及び終了した運転者に対しての点呼がいずれも対面でできない乗務を行う運転者に当該乗務の途中少なくとも一回の点呼を行い疾病、疲労、飲酒その他により安全な運転をすることができないおそれの有無及び運行前の日常点検の実施又はその確認について報告を求め、運行の安全を確保するために必要な指示をすること...安全規則第7条第3項
12. 乗務前点呼及び乗務終了点呼の内容を運転者毎に記録し、かつ1年間保存すること...安全規則第7条第4項
13. 運転者の乗務について、運転者ごとに運転者名、自動車登録番号その他記録を1年間保存すること...安全規則第8条

14. 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上及び運行車に係る運転者の乗務について運行記録計により記録し、その記録を1年間保存すること...安全規則第9条
15. 事業用自動車に係る事故が発生した場合は必要事項を記録し、その運行を管理する営業所において3年間保存すること...安全規則第9条の2
16. 11.の乗務については、乗務する運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に指示し携帯させること...安全規則第9条の3第1項
17. 運行指示書を運行の終了の日から1年間保存すること...安全規則第9条の3第4項
18. 運転者台帳を作成し、所属する営業所に備え付けること...安全規則9条の4
19. 運行の安全を確保するために必要な運転技術及び自動車の運転に関する遵守すべき事項について運転者に対する適切な指導及び監督すること...安全規則第10条第1項
20. 死者及び負傷者が生じた事故を起こした者・運転者として新たに雇い入れた者・高齢者（65歳以上）に該当する運転者に対し特別な指導を行い、かつ適性診断を受けさせなければならない。安全規則第10条第2項
21. 異常気象その他の理由により、輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示及び輸送の安全を確保するために必要な措置を講じること...安全規則第11条
22. 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用条件を考慮した点検・整備の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備を行い、点検及び整備に関する記録簿に記録し、保存すること...安全規則第13条
23. 事業用自動車の使用の本拠の位置ごとに、点検及び清掃のための施設を設けること...安全規則第14条
24. 運輸局長から整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせること...安全規則第15条
25. 営業所の管理する車両数に応じて必要な運行管理者を選任し、届出を行うこと...貨物法第18条 安全規則第18条 19条
26. 運行管理者が行う安全の確保に関し必要な事項についての助言を尊重すること...貨物法第20条第3項
27. 運行管理規程を定めること...安全規則第21条第1項
28. 運行管理者に対し業務を行うために必要な権限を与えること...貨物法第21条第2項
29. 運行管理者の業務の的確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行うこと...安全規則第22条
30. 運輸支局長から運行管理者についての研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者に当該研修を受けさせること...安全規則第23条
31. 自動車の外側に使用者の氏名その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示すること...道路運送法第95条
32. 300両以上の事業者は、安全管理規程及び安全統括管理者の届出を行うこと...貨物法第16条
33. 毎事業年度の経過後100日以内に、輸送の安全に係る国土交通大臣告示で定める事項について、インターネット利用等により公表しなければならない...安全規則第2条の8第1項
34. 行政処分を受けたときは、遅滞なく、処分内容等について、インターネット利用等により公表しなければならない...安全規則第2条の8第2項

・ 貨物自動車運送事業者として禁止されている事項

1. 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させること...安全規則第3条5項
2. 過積載による運送の引き受け及び過積載による運送計画又は運転者等に対して過積載による運送の指示をすること...貨物法第17条第2項
3. 貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者が貨物法の規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない...貨物法第22条の2
4. 荷主に対し不当な運送条件を求めその他公衆の利便を阻害する行為をすること...貨物法第25条1項
5. 運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずる競争をすること...貨物法第25条第2項
6. 特定の荷主に対し不当な差別的取扱をすること...貨物法第25条第3項
7. 名義を他人に貨物自動車運送事業のため利用させること...貨物法第27条第1項
8. 事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させること...貨物法第27条第2項
9. 有償で旅客の運送をすること...道路運送法第83条

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ運送をのぞく)

事業計画変更認可申請書
事業計画変更届出書
施行規則 44条 1項の届出書

| | | | | |
|---|-------|-------|----------|--|
| 北陸信越運輸局長 殿 | | 申請年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 長野運輸支局長 殿 | | 事業者番号 | | |
| フリガナ | | | | |
| 申請者名 | | | | |
| 代表者名 | 連絡担当者 | | | |
| 郵便番号 | 電話番号 | | | |
| 申請者住所 | | | | |
| 変更認可又は届出事項 | | | | |
| 主たる事務所 営業所 休憩・睡眠施設 自動車車庫 配置車両数 事業用自動車の種別ごとの数 事業廃止 事業休止 役員変更 氏名・名称又は住所 譲渡譲受終了 合併終了 分割終了 事業休止再開 | | | | |
| 貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項 | | | | |
| ア．貨物自動車利用運送をする・しない イ．営業所 ウ．業務の範囲 エ．保管施設 オ．利用する運送事業者 | | | | |
| 変更項目 | (新) | (旧) | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| (変更理由) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 ()

都計法照会 有 ・ 無

| | |
|-------|-------|
| 支局受付印 | 本局受付印 |
|-------|-------|

平成 年 月 日 ()

処理予定期間 平成 年 月 日迄

補正期間 平成 年 月 日

~平成 年 月 日 (日間)

別 紙

1. 事業用自動車の種別ごとの数及び各営業所に配置する種別ごとの数

(1) 普通自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|------|---|-----|----|-----|------|---|
| | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

相互使用に係る車両数(他社名義車両)は、()書きで内数を記載してください。

(2) 霊柩自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|-----|---|-----|----|-----|-----|---|
| | 宮型 | 洋型 | バン型 | バス型 | 計 | 宮型 | 洋形 | バン型 | バス型 | 計 |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

2. 変更する自動車の明細

| 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年式 | 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年式 |
|-------|---------|-------|----|-------|---------|-------|----|
| 営業所 | 増車・減車 | kg | | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | kg | | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | kg | | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | kg | | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | kg | | 営業所 | 増車・減車 | kg | |

3. 増車・(減車)予定日

平成 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積(概算)

| 積載トン数 | 1両あたり必要収容能力 | 車両数 | 必要面積計 | 認可収容能力 |
|-----------------|--------------------|-----|----------------|----------------|
| 7.5トンを超えるもの | 3.8 m ² | 両 | m ² | m ² |
| 2.0トンを超~7.5トンまで | 2.8 m ² | 両 | m ² | |
| 2.0トンロング | 2.0 m ² | 両 | m ² | |
| 2.0トンまで | 1.5 m ² | 両 | m ² | |
| 合計 | | 両 | m ² | |

注) 「必要面積」÷「認可収容能力」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。
「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更(認可)手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

様式10の記載方法及び留意事項

1. この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて 役員変更、氏名・又は住所を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続きを定める省令」に基づく様式によることとなります。
また、事業用自動車の種別毎の数の変更事前届出として使用することもできます。

2. 申請者の概要欄（申請書上段）の記載について

- (1) 申請者名・代表者名 法人の場合は、商号（法人名）及びその代表者名を、個人の場合は氏名のみ記入して下さい。
- (2) 申請者住所 既存法人の場合は登記簿謄本上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入して下さい。

3. 業計画欄（申請書中段）の記載について

- (1) 変更項目 上段に記載されている中から変更又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。
- (2) (新)・(旧)の別
主たる事務所 営業所 休憩・睡眠施設 自動車車庫に変更が生じた場合は、次の表を参考に記入して下さい。

| 変更項目 | (新)変更後 | (旧)変更前 |
|------|--------------------|--------------------|
| | 新しい主たる事務所の名称・位置 | 現在の主たる事務所の名称・位置 |
| | 新しい営業所の名称・位置 | 現在の営業所の名称・位置 |
| | 新しい休憩・睡眠施設の位置・収容能力 | 現在の休憩・睡眠施設の位置・収容能力 |
| | 新しい自動車車庫の位置・収容能力 | 現在の自動車車庫の位置・収容能力 |

注) は、変更になった部分のみ記入して下さい。

配置車両数 一般自動車と霊柩自動車の別で認可事項（一般車 ↔ 霊柩車）

事業用自動車の種別毎の数（増、減車等）

(新)欄に「別紙のとおり」と記入の上、具体的内容を「別紙」に記入して下さい。

別紙の「4. 車庫の必要面積」の「1両あたりの必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更（認可）手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

事業廃止 (新)欄に廃止年月日を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。

事業休止 (新)欄に休止年月日と休止予定期間を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。

役員変更 (新)欄は新たになった役員を、(旧)欄は退任した役員を、また、変更年月日を下欄（変更理由）に記入して下さい。

譲渡譲受終了 合併終了 分割終了 (新)欄に終了年月日を記入して下さい。

事業休止再開 (新)欄に再開年月日を記入して下さい。

変更項目が書ききれない場合は、用紙を追加して下さい。

- (3) 添付書類については、下記一覧表を参考に添付して下さい。

| 変更項目番号 | 添付書類 |
|--------|--|
| | 事業用自動車の運行管理体制を記載した書面（営業所増設の場合のみ） |
| | 事業の用に供する施設の使用権原を証する書面 （自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等） |
| | 都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書 |
| | 営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取り図、平面（求積）図 |
| | 道路幅員証明書等（国道の場合は不要） |
| | 貨物自動車運送事業法第5条（欠格事由）いずれにも該当しない旨の宣誓書（新任役員） |
| | 事業用自動車の一覧表又は車検証の写し |
| | 設立法人、増資計画をした法人は登記簿謄本（写し可） |

**一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請等に
係る様式・添付書類等**

4. 貨物自動車利用運送の事業計画欄（申請書下段）の記載について

- (1) 変更項目 上段に記載されている中から変更認可又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。
- (2) (新)・(旧)の別 アの貨物自動車利用運送を新規で始める又はやめる場合は、「する」・「しない」に をつけて下さい。その他は次の表を参考に記入して下さい。

| 変更項目 | (新)変更後 | (旧)変更前 |
|------|------------------------|---|
| イ | 新しい営業所の名称・位置 | 現在の営業所の名称・位置 |
| ウ | 一般事業もしくは宅配便事業 | 一般事業もしくは宅配便事業（新規で始める場合は、無しと記入して下さい。） |
| エ | 新しい保管施設の所在地、面積、構造、付属設備 | 現在の保管施設の所在地、面積、構造、付属設備（新設の場合は無しと記入して下さい。） |
| オ | 新しい運送事業者の名称、住所等 | 現在の運送事業者の名称、住所等 |

注) 変更になった部分のみ記入して下さい。

- (3) 添付書類は、下記一覧表を参考にして下さい。

| 変更項目番号 | 添付書類 |
|--------|--|
| イ、エ | 事業の用に供する施設の使用権原を証する書面 (自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等) |
| イ、エ | 都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書 |
| イ、エ | 事業の用に供する施設の案内図、見取り図、平面(求積)図 |
| オ | 利用する運送事業者との運送に関する契約書の写し |

注) 既に認可になっている営業所をあらたに貨物自動車利用運送で使用する場合は、 の書類は省略できます。

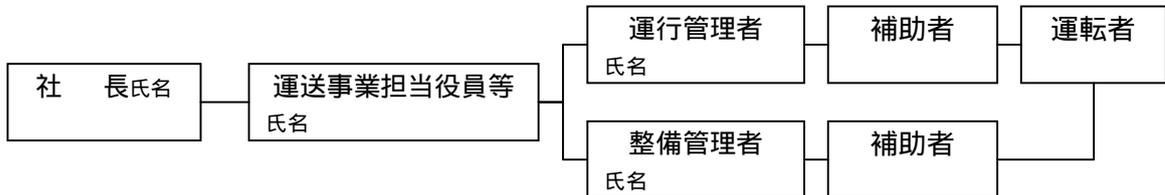
様式 2

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 事業計画を遂行するに足る有資格者の運転者を確保する計画 確保人員 _____ 名
確保予定人員 _____ 名

2. 適切な運行管理及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統

| | |
|----------------------|----------------------|
| 運行管理者 確保済 選任予定 | 整備管理者 確保済 選任予定 |
|----------------------|----------------------|



3. 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画

| 拘束時間 | |
|------|----|
| 1ヶ月 | 時間 |
| 1日 | 時間 |

| 運転時間 | |
|-----------|----|
| 2日平均1日当たり | 時間 |
| 2週平均1週当たり | 時間 |
| 連続運転 | 時間 |

| 休息時間 | |
|---------|----|
| 勤務と勤務の間 | 時間 |

4. 点呼が確実に実施できる体制

| | |
|----------|---------|
| 点呼場所 | 点呼実施者 |
| | |
| 中間点呼実施時期 | 中間点呼実施者 |
| | |

| | |
|--------------|----------|
| 日常点検の主たる実施場所 | 日常点検の実施者 |
| | |

| |
|--------------|
| 営業所と車庫間の連絡方法 |
| |

5. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 事故防止に関する指導教育方法及び計画

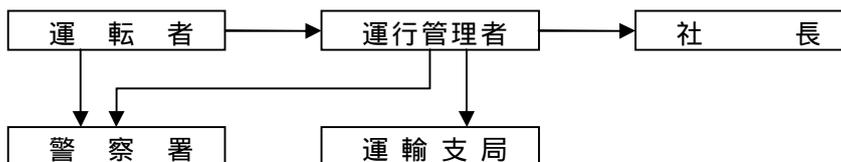
研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

(2) 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

積載確認の方法 計量器による 運送依頼票による

(3) 事故処理連絡体制



6. 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 _____

苦情処理担当者 氏名 _____

様式2の記載方法及び留意事項

1. 運転者数は、既に雇用している場合は確保人員欄に、採用予定の場合は確保予定人員にそれぞれ記入して下さい。
なお、日々雇い入れられる人、二月以内の期間を定めて使用される人及び試みの使用期間中の人（14日を超えて引き続き使用されることになった人は除く。）を運転者として選任することは出来ません。
2. 運行管理者及び整備管理者が選任されている場合は「確保済」の欄に、選任予定の場合は「選任予定」の欄にレ印を入れた上、指揮命令系統図に氏名を記入して下さい。なお、指揮命令系統図は、標準的なケースを示していますので、申請者の事業運営の実情に応じて適宜変更して下さい。
3. 勤務割及び乗務割の拘束時間等については、それぞれの計画している時間数を記入して下さい。
「拘束時間」とは、始業時間から終業時間までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいいます。
「休息期間」とは、勤務と次の勤務との間の時間で、睡眠時間を含む勤労者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。
4. 点呼等の体制については、点呼・点検の実施者及び場所を運行形態にあわせて記入して下さい。中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合必要となり、中間点呼実施時期は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3に基づく「運行指示書等による」等と記入して下さい。営業所と車庫間の連絡方法は、営業所と車庫が併設されている場合は「併設」と、併設されていない場合は、常時密接な連絡がとれる具体的な方法を記入して下さい。（例:自動車電話・携帯電話・公衆電話等）
5. 事故防止等の体制については、次により記入して下さい。
 - (1) 研修・講習会等の開催予定回数を記入して下さい。
 - (2) 積載量確認方法は、該当する欄にレ印を記入して下さい。
6. 苦情処理については、苦情処理責任者・担当者名を記入して下さい。
7. 添付書類
運行管理者資格者証（写）
整備管理者の資格を証する書面（写）

様式 4

北陸信越運輸局
長野運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設等について、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法その他関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

該当しない旨の宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

私は、貨物自動車運送事業法第5条のいずれにも該当しないことを宣誓します。

年 月 日

住所
氏名

印

旅客・貨物自動車運送事業等の郵送による申請・届出等の取扱いについて

長野運輸支局 輸送・監査部門

この度、許認可等に係る申請者の負担を軽減するため、郵送による申請・届出等の取扱いについて下記のとおり定め、平成10年7月1日より実施することと致しましたので、お知らせします。

記

1. 郵送による受付を行う申請・届出等の範囲

道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許認可等に係る申請・届出等、並びに自家用自動車の有償運送許可、共同使用許可及び貸渡許可、自家用自動車の使用等に係る申請・届出等。

貨物自動車運送事業法に基づく許認可等に係る申請・届出等。

貨物利用運送事業法に基づく許認可等に係る申請・届出等。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法に基づく土砂等運搬大型自動車の使用等に係る届出及び表示番号の指定に係る申請・届出。

2. 申請書等を送付する封筒には次の事項を記載して下さい。

送付先（「長野運輸支局 輸送・監査部門 旅客係 or 貨物係」）

申請・届出等の種類（「一般旅客自動車運送事業の許可申請書在中」等）

連絡先（担当者名及び電話番号）

3. 到達の確認のため、原則として、配達証明郵便を利用して下さい。

4. 受理の証明を希望する場合には、

申請書等の写し

返送用封筒（宛先を記載するとともに、切手を貼付したもの。）

を同封の上、証明を希望する旨等を具体的に注記して下さい。

5. 処分書及び事業用自動車等連絡書等の郵送を希望する場合には、

返送用封筒（宛先を記載するとともに、切手を貼付したもの。）

を同封の上、郵送を希望する旨等を具体的に注記して下さい。

6. 申請・届出等の内容の説明、修正等が必要となる場合には、出頭を要請する場合があります。

7. 標準処理期間の起算日は、申請書等が当支局に到達した日とします。

郵送による申請・届出等の取扱いについて

記載例1 営業所（利用運送を行わない）新設

1) 変更（申請）の内容

営業所の新設（利用運送を行わない）

休憩・睡眠施設の新設

自動車車庫の新設

配置車両数・事業用自動車の種別ごとの数

2) 提出部数

長野運輸支局あて1部

3) 添付書類

事業用自動車の運行管理体制を記載した書面（様式2）

運行管理者資格者証（写）

整備管理者の資格を証する書面（写）

事業の用に供する施設の使用権原を証する書面

（自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等）

都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書（様式4）

営業所・自動車車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取り図、平面（求積）図

自動車車庫前面道路の道路幅員証明書等（国道の場合は不要）

営業所と車庫は併設されていない場合は、縮尺の記載がある同一図面上に相互間の距離を直線で記入すること。

貨物自動車運送事業 事業計画変更認可申請等の記載例

様式 10

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ運送をのぞく)

事業計画変更認可申請書
事業計画変更届出書
施行規則 44条 1項の届出書

| | | | | |
|---|-----------------------|-------|----------|----------------------------------|
| 北陸信越運輸局長 殿 | | 申請年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 長野運輸支局長 殿 | | 事業者番号 | | |
| フリガナ | ウ ン ヨ | | | 印 <small>押印又は代表者自筆の署名</small> |
| 申請者名 | 運輸 株式会社 | | | |
| 代表者名 | 代表取締役 | 連絡担当者 | | |
| 郵便番号 | - | 電話番号 | () | |
| 申請者住所 | 県 市 567番地 | | | |
| 変更認可又は届出事項 | | | | |
| 主たる事務所 営業所 休憩・睡眠施設 自動車車庫 配置車両数 事業用自動車の種別ごとの数 事業廃止 事業休止 役員変更 氏名・名称又は住所 譲渡譲受終了 合併終了 分割終了 事業休止再開 | | | | |
| 貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項 | | | | |
| ア．貨物自動車利用運送をする・しない イ．営業所 ウ．業務の範囲 エ．保管施設 オ．利用する運送事業者 | | | | |
| 変更項目 | (新) | | (旧) | |
| | 名称 営業所 | | | |
| (新設) | 位置 長野県 市 123-1 | | | |
| | 位置 長野県 市 123-1 | | | |
| (新設) | 収容能力 . m ² | | | |
| | 位置 長野県 市 123-2 | | | |
| (新設) | 収容能力 . m ² | | | |
| | 別紙のとおり | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| (変更理由) | | | | |
| 事業経営上変更することが必要である理由を記載する。 | | | | |

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 ()

都計法照会 有 ・ 無

| | |
|-------|-------|
| 支局受付印 | 本局受付印 |
|-------|-------|

平成 年 月 日 ()
 処理予定期間 平成 年 月 日迄
 補正期間 平成 年 月 日
 ~平成 年 月 日 (日間)

別 紙

1. 事業用自動車の種別ごとの数及び各営業所に配置する種別ごとの数

(1) 普通自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|------|---|-----|----|-----|------|---|
| | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 |
| 営業所 | 3 | 2 | | | 5 | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

相互使用に係る車両数（他社名義車両）は、（ ）書きで内数を記載してください。

(2) 霊柩自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|-----|---|-----|----|-----|-----|---|
| | 宮型 | 洋型 | バン型 | バス型 | 計 | 宮型 | 洋形 | バン型 | バス型 | 計 |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

2. 変更する自動車の明細

| 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 | 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 |
|-------|---------|---------|-----|-------|---------|-------|-----|
| 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 2,000kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 2,000kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |

3. 増車・（減車）予定日

平成 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積（概算）

| 積載トン数 | 1両あたり必要収容能力 | 車両数 | 必要面積計 | 認可収容能力 |
|-----------------|-------------------|-----|--------------------|------------------|
| 7.5トンを超えるもの | 38 m ² | 両 | m ² | . m ² |
| 2.0トンを超～7.5トンまで | 28 m ² | 3 両 | 84 m ² | |
| 2.0トンロング | 20 m ² | 両 | m ² | |
| 2.0トンまで | 15 m ² | 2 両 | 30 m ² | |
| 合 計 | | 5 両 | 114 m ² | |

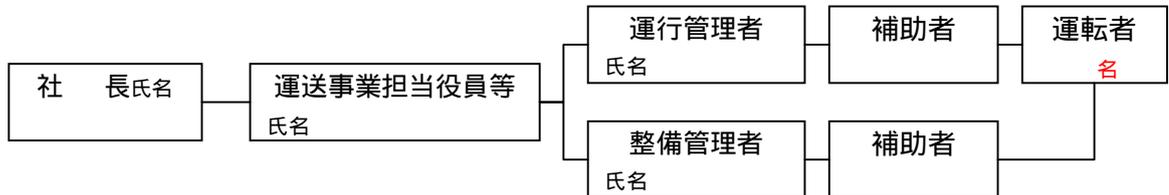
注) 「必要面積」÷「認可収容能力」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。
「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更（認可）手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 事業計画を遂行するに足る有資格者の運転者を確保する計画 確保人員 _____ 名
確保予定人員 _____ 名

2. 適切な運行管理及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 運行管理者 確保済 ✓選任予定 | 整備管理者 確保済 ✓選任予定 |
|-----------------------|-----------------------|



3. 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画

| 拘束時間 | | 運転時間 | | 休憩時間 | |
|------|----|-----------|----|---------|----|
| 1ヶ月 | 時間 | 2日平均1日当たり | 時間 | 勤務と勤務の間 | 時間 |
| 1日 | 時間 | 2週平均1週当たり | 時間 | | |
| | | 連続運転 | 時間 | | |

4. 点呼が確実に実施できる体制

| | | | | |
|----------|---------|--------------|----------|--------------|
| 点呼場所 | 点呼実施者 | 日常点検の主たる実施場所 | 日常点検の実施者 | 営業所と車庫間の連絡方法 |
| 中間点呼実施時期 | 中間点呼実施者 | | | |
| 運行指示書による | | | | |

5. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 事故防止に関する指導教育方法及び計画

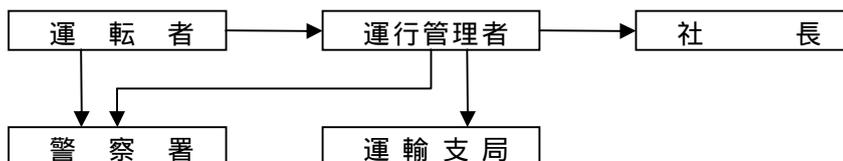
研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

(2) 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

積載確認の方法 計量器による 運送依頼票による

(3) 事故処理連絡体制



6. 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 _____

苦情処理担当者 氏名 _____

様式 4

北陸信越運輸局
長野運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設等について、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法その他関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所 県 市 567番地

氏名又は名称 運輸 株式会社

代表者の氏名 代表取締役

印
押印又は代表自筆の署名

記載例2 営業所新設

利用運送を行っている事業者が営業所を新設し、かつその営業所で利用運送を行う場合

1) 変更（申請）の内容

営業所の新設（利用運送をおこなう）

休憩・睡眠施設の新設

自動車車庫の新設

配置車両数・事業用自動車の種別ごとの数

保管場所の新設

2) 提出部数

北陸信越運輸局及び長野運輸支局分で2部

3) 添付書類

事業用自動車の運行管理体制を記載した書面（様式2）

運行管理者資格者証（写）

整備管理者の資格を証する書面（写）

事業の用に供する施設の使用権原を証する書面

（自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等）

都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書（様式4）

営業所・自動車車庫・休憩睡眠施設・利用運送保管施設の案内図、見取り図、平面（求積）図

自動車車庫場所前面道路の道路幅員証明書等（国道の場合は不要）

様式 10

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ運送をのぞく)

事業計画変更認可申請書
事業計画変更届出書
施行規則 44条 1項の届出書

| | | | | |
|---|-----------|---------------------------|----------|----------------------------------|
| 北陸信越運輸局長 殿 | | 申請年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 長野運輸支局長 殿 | | 事業者番号 | | |
| フリガナ | ウ ン ヨ | | | 印 <small>押印又は代表者自筆の署名</small> |
| 申請者名 | 運輸 株式会社 | | | |
| 代表者名 | 代表取締役 | 連絡担当者 | | |
| 郵便番号 | - | 電話番号 | () | |
| 申請者住所 | 県 市 567番地 | | | |
| 変更認可又は届出事項 | | | | |
| 主たる事務所 営業所 休憩・睡眠施設 自動車車庫 配置車両数 事業用自動車の種別ごとの数 事業廃止 事業休止 役員変更 氏名・名称又は住所 譲渡譲受終了 合併終了 分割終了 事業休止再開 | | | | |
| 貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項 | | | | |
| ア．貨物自動車利用運送をする・しない イ．営業所 ウ．業務の範囲 エ．保管施設 オ．利用する運送事業者 | | | | |
| 変更項目 | (新) | | (旧) | |
| イ | 名称 | 営業所 | | |
| | (新設) 位置 | 長野県 市 123-1 | | |
| (新設) | 位置 | 長野県 市 123-1 | | |
| | 収容能力 | . m ² | | |
| (新設) | 位置 | 長野県 市 123-2 | | |
| | 収容能力 | . m ² | | |
| | 別紙のとおり | | | |
| エ | 位置 | 長野県 市 123-1 | | |
| | 面積 | . m ² 構造 一時預り所 | | |
| (変更理由) | | | | |
| 事業経営上変更することが必要である理由を記載する。 | | | | |

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 ()

都計法照会 有 ・ 無

| | |
|-------|-------|
| 支局受付印 | 本局受付印 |
|-------|-------|

平成 年 月 日 ()
 処理予定期間 平成 年 月 日迄
 補正期間 平成 年 月 日
 ~平成 年 月 日 (日間)

別 紙

1. 事業用自動車の種別ごとの数及び各営業所に配置する種別ごとの数

(1) 普通自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|------|---|-----|----|-----|------|---|
| | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 |
| 営業所 | 3 | 2 | | | 5 | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

相互使用に係る車両数（他社名義車両）は、（ ）書きで内数を記載してください。

(2) 霊柩自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|-----|---|-----|----|-----|-----|---|
| | 宮型 | 洋型 | バン型 | バス型 | 計 | 宮型 | 洋形 | バン型 | バス型 | 計 |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

2. 変更する自動車の明細

| 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 | 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 |
|-------|---------|---------|-----|-------|---------|-------|-----|
| 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 2,000kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 2,000kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |

3. 増車・（減車）予定日

平成 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積（概算）

| 積載トン数 | 1両あたり必要収容能力 | 車両数 | 必要面積計 | 認可収容能力 |
|-----------------|-------------------|-----|--------------------|------------------|
| 7.5トンを超えるもの | 38 m ² | 両 | m ² | . m ² |
| 2.0トンを超～7.5トンまで | 28 m ² | 3 両 | 84 m ² | |
| 2.0トンロング | 20 m ² | 両 | m ² | |
| 2.0トンまで | 15 m ² | 2 両 | 30 m ² | |
| 合 計 | | 5 両 | 114 m ² | |

注) 「必要面積」÷「認可収容能力」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。

「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更（認可）手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

記載例3 営業所廃止

利用運送を行っている事業者がその営業所を廃止する場合

1) 変更(申請)の内容

営業所の廃止(利用運送をおこなう)

休憩・睡眠施設の廃止

自動車車庫の廃止

配置車両数・事業用自動車の種別ごとの数

保管場所の廃止

2) 提出部数

北陸信越運輸局及び長野運輸支局分で2部

様式10

事業計画変更認可申請書
 事業計画変更届出書
 施行規則44条1項の届出書

一般貨物自動車運送事業の
 （特別積合せ運送をのぞく）

| | | | |
|---|-----------|--------|---------------------------|
| 北陸信越運輸局長 殿 | | 申請年月日 | 平成 年 月 日 |
| 長野運輸支局長 殿 | | 事業者番号 | |
| フリガナ | ウ ン ヨ | | |
| 申請者名 | 運輸 株式会社 | | |
| 代表者名 | 代表取締役 | 連絡担当者 | |
| 郵便番号 | - | 電話番号 | () |
| 申請者住所 | 県 市 567番地 | | |
| 変更認可又は届出事項 | | | |
| 主たる事務所 営業所 休憩・睡眠施設 自動車車庫 配置車両数 事業用自動車の種別ごとの数 事業廃止 事業休止 役員変更 氏名・名称又は住所 譲渡譲受終了 合併終了 分割終了 事業休止再開 | | | |
| 貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項 | | | |
| ア．貨物自動車利用運送をする・しない | | | |
| イ．営業所 ウ．業務の範囲 エ．保管施設 オ．利用する運送事業者 | | | |
| 変更項目 | (新) | (旧) | |
| イ (廃止) | | 名称 | 営業所 |
| | | 位置 | 長野県 市 123-1 |
| (廃止) | | 位置 | 長野県 市 123-1 |
| | | 収容能力 | . m ² |
| (廃止) | | 位置 | 長野県 市 123-2 |
| | | 収容能力 | . m ² |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり | |
| エ (廃止) | | 位置 | 長野県 市 123-1 |
| | | 面積 | . m ² 構造 一時預り所 |
| (変更理由) | | | |
| ↳ 事業経営上変更することが必要である理由を記載する。 | | | |

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 () 都計法照会 有 ・ 無

| | |
|-------|-------|
| 支局受付印 | 本局受付印 |
|-------|-------|

平成 年 月 日 ()

処理予定期間 平成 年 月 日迄

補正期間 平成 年 月 日

~平成 年 月 日 (日間)

別 紙

1. 事業用自動車の種別ごとの数及び各営業所に配置する種別ごとの数

(1) 普通自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|------|-----|------|----|-----|----|-----|------|----|
| | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 |
| 営業所 | 13 | 5 | | | 18 | 10 | 5 | | | 15 |
| 営業所 | | (廃止) | | | | 3 | 2 | | | 5 |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 13 | 5 | | | 18 | 13 | 7 | | | 20 |

相互使用に係る車両数(他社名義車両)は、()書きで内数を記載してください。

(2) 霊柩自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|-----|---|-----|----|-----|-----|---|
| | 宮型 | 洋型 | バン型 | バス型 | 計 | 宮型 | 洋形 | バン型 | バス型 | 計 |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

2. 変更する自動車の明細

| 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年式 | 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年式 |
|-------|---------------|---------|----|-------|---------|---------|----|
| 営業所 | 増車・ 減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 |
| 営業所 | 増車・ 減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 |
| 営業所 | 増車・ 減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 |
| 営業所 | 増車・ 減車 | 2,000kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・ 減車 | 2,000kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |

3. 増車・(減車)予定日

平成 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積(概算) 営業所

| 積載トン数 | 1両あたり必要収容能力 | 車両数 | 必要面積計 | 認可収容能力 |
|-----------------|------------------|-----|-------------------|------------------|
| 7.5トンを超えるもの | 38m ² | 5両 | m ² | . m ² |
| 2.0トンを超~7.5トンまで | 28m ² | 8両 | 84m ² | |
| 2.0トンロング | 20m ² | 両 | m ² | |
| 2.0トンまで | 15m ² | 5両 | 30m ² | |
| 合計 | | 18両 | 114m ² | |

注) 「必要面積」÷「認可収容能力」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。

「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更(認可)手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

記載例4 貨物自動車利用運送をする

既存営業所において、新たに貨物自動車利用運送をおこなう場合

1) 変更（申請）の内容

貨物自動車利用運送をする
既存営業所で行う
業務の範囲設定
保管場所の新設
利用する運送事業者の設定

2) 提出部数

北陸信越運輸局及び長野運輸支局分で2部

3) 添付書類

事業の用に供する施設の使用権原を証する書面
(自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入の場合は賃貸借契約書等)
都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書(様式4)
利用運送保管施設の案内図、見取り図、平面(求積)図
利用する運送事業者との運送に関する契約書の写

様式 10

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ運送をのぞく)

事業計画変更認可申請書
事業計画変更届出書
施行規則 44条 1項の届出書

| | | | | |
|---|-----------|---------------------------|----------|----------------------------------|
| 北陸信越運輸局長 殿 | | 申請年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 長野運輸支局長 殿 | | 事業者番号 | | |
| フリガナ | ウ ニ ュ | | | 印 <small>押印又は代表者自筆の署名</small> |
| 申請者名 | 運輸 株式会社 | | | |
| 代表者名 | 代表取締役 | 連絡担当者 | | |
| 郵便番号 | - | 電話番号 | () | |
| 申請者住所 | 県 市 567番地 | | | |
| 変更認可又は届出事項 | | | | |
| 主たる事務所 営業所 休憩・睡眠施設 自動車車庫 配置車両数 事業用自動車の種別ごとの数 事業廃止 事業休止 役員変更 氏名・名称又は住所 譲渡譲受終了 合併終了 分割終了 事業休止再開 | | | | |
| 貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項 | | | | |
| ア．貨物自動車利用運送を <u>する</u> ・しない | | | | |
| イ．営業所 ウ．業務の範囲 工．保管施設 オ．利用する運送事業者 | | | | |
| 変更項目 | (新) | | (旧) | |
| イ | 名称 | 営業所 (既存) | | |
| | 位置 | 長野県 市 123-1 | | |
| ウ | 一般事業 | | | |
| | | | | |
| 工 | 位置 | 長野県 市 123-1 | | |
| | 面積 | . m ² 構造 一時預り所 | | |
| オ | 運送有限会社 | | | |
| | 住所 | 長野県 市 123-1 | | |
| (変更理由) | | | | |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; flex-grow: 1;"> 事業経営上変更することが必要である理由を記載する。 </div> </div> | | | | |

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 ()

都計法照会 有 ・ 無

| | |
|-------|-------|
| 支局受付印 | 本局受付印 |
|-------|-------|

平成 年 月 日 ()
 処理予定期間 平成 年 月 日迄
 補正期間 平成 年 月 日
 ~平成 年 月 日 (日間)

記載例 5 増車・減車

1) 変更（事前変更届出）の内容

車両数の変更

2) 提出部数

長野運輸支局分で1部

3) 添付書類

変更がある車両毎の事業用等自動車連絡書

様式 10

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ運送をのぞく)

事業計画変更認可申請書
事業計画変更届出書
施行規則 44条 1項の届出書

| | | | | |
|--|-----------|-------|----------|----------------------------------|
| 北陸信越運輸局長 殿 | | 申請年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 長野運輸支局長 殿 | | 事業者番号 | | |
| フリガナ | ウニユ | | | 印 <small>押印又は代表者自筆の署名</small> |
| 申請者名 | 運輸 株式会社 | | | |
| 代表者名 | 代表取締役 | 連絡担当者 | | |
| 郵便番号 | - | 電話番号 | () | |
| 申請者住所 | 県 市 567番地 | | | |
| 変更認可又は届出事項 | | | | |
| 主たる事務所 営業所 休憩・睡眠施設 自動車車庫 配置車両数 事業用自動車の種別ごとの数 事業廃止 事業休止 役員変更 氏名・名称又は住所 譲渡譲受終了 合併終了 分割終了 事業休止再開 | | | | |
| 貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項 | | | | |
| ア．貨物自動車利用運送を <u>する</u> ・しない | | | | |
| イ．営業所 ウ．業務の範囲 エ．保管施設 オ．利用する運送事業者 | | | | |
| 変更項目 | (新) | (旧) | | |
| | 別紙のとおり | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| (変更理由) | | | | |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; flex-grow: 1;"> 事業経営上変更することが必要である理由を記載する。 </div> </div> | | | | |

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 ()

都計法照会 有 ・ 無

| | |
|-------|-------|
| 支局受付印 | 本局受付印 |
|-------|-------|

平成 年 月 日 ()
 処理予定期間 平成 年 月 日迄
 補正期間 平成 年 月 日
 ~平成 年 月 日 (日間)

別 紙

1. 事業用自動車の種別ごとの数及び各営業所に配置する種別ごとの数

(1) 普通自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|------|----|-----|----|-----|------|----|
| | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 |
| 営業所 | 4 | 2 | | | 6 | 3 | 2 | | | 5 |
| 営業所 | 4 | 1 | | | 5 | 4 | 2 | | | 6 |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 8 | 3 | | | 11 | 7 | 4 | | | 11 |

相互使用に係る車両数(他社名義車両)は、()書きで内数を記載してください。

(2) 霊柩自動車

| 所属営業所 | (新) | | | | | (旧) | | | | |
|-------|-----|----|-----|-----|---|-----|----|-----|-----|---|
| | 宮型 | 洋型 | バン型 | バス型 | 計 | 宮型 | 洋形 | バン型 | バス型 | 計 |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 営業所 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

2. 変更する自動車の明細

| 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 | 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 |
|-------|---------|---------|-----|-------|---------|-------|-----|
| 営業所 | 増車・減車 | 3,500kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | 1,000kg | 年 | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | | | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | | | 営業所 | 増車・減車 | kg | |
| 営業所 | 増車・減車 | | | 営業所 | 増車・減車 | kg | |

3. 増車・(減車)予定日

平成 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積(概算) 増車に係る営業所について計算する

| 積載トン数 | 1両あたり必要収容能力 | 車両数 | 必要面積計 | 認可収容能力 |
|-----------------|------------------|-----|-------------------|-----------------------|
| 7.5トンを超えるもの | 38m ² | 両 | m ² | 営業所 m ² |
| 2.0トンを超~7.5トンまで | 28m ² | 4両 | 112m ² | |
| 2.0トンロング | 20m ² | 両 | m ² | |
| 2.0トンまで | 15m ² | 2両 | 30m ² | |
| 合 計 | | 6両 | 142m ² | |

注) 「必要面積」÷「認可収容能力」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。

「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更(認可)手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であることを確認したことを証するものである。

| | | |
|------|-----------|-------|
| 発行番号 | 第 | 号 |
| 発行日 | 平成 | 年 月 日 |
| 有効期限 | 発行日から1ヶ月間 | |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 事業等の種別 | 旅客〔乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物 〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー・()〕 | | |
| 使用者の名称 (事業者名) | 運輸株式会社 | 所属営業所名 | 営業所 |
| 使用者の住所 (事業者の住所) | 市 567 | 使用の本拠の位置 (営業所の位置) | 市 230-6 |
| 使用・廃止の別 | 使用とする自動車 | | 廃止(減車・抹消等)する自動車 |
| 自動車登録番号等 (車両番号) | 新自動車登録番号(車両番号) | 登録完了印・登録官印 | 旧自動車登録番号(車両番号) |
| | 車体番号 | | 長野400 あ |
| | 自動車の年式... H 年 旅客自動車のみ... 〔自動車の乗車定員 人 自動車の長さ cm〕 貨物自動車(軽を含む)の... 種別〔普通・小型・けん引・非けん引・特殊〕 最大積載量 kg | | 自動車の年式... H 年 旅客自動車のみ... 〔自動車の乗車定員 人 自動車の長さ cm〕 貨物自動車(軽を含む)の... 種別〔普通・小型・けん引・非けん引・特殊〕 最大積載量 1,000 kg |
| 事案発生理由 | 新規免許・新規許可・譲渡譲受・合併・相続・休止・廃止・取消し 事業の計画変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動(運輸支局 運輸支局)〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみ変更・その他() | | |
| 備考欄 | | | |
| 確認印及び 担当官印 | 確認印・担当官印 | 注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部として輸送課に提出して下さい。 3. 連絡書は、輸送課の確認を受けた後、登録関係書類を添え登録部門に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送課の確認を受けた日に行ってください。 5. 印欄は記入しないで下さい。 | |
| 輸送課 旅客係 貨物係 | 発行元連絡先：長野運輸支局輸送・監査部門 旅客係 TEL 026 243 4603 貨物係 TEL 026 243 4642 | | |

記載例 6 役 員 変 更

1) 変更（事前変更届出）の内容

役員変更

2) 提出部数

長野運輸支局分で2部

3) 添付書類

該当しない旨の宣誓書

様式 10

事業計画変更認可申請書

一般貨物自動車運送事業の L 事業計画変更届出書
(特別積合せ運送をのぞく) 施行規則 44 条 1 項の届出書

| | | | |
|---|------------|-------|----------------------------------|
| 北陸信越運輸局長 殿 長野運輸支局長 殿 | | 申請年月日 | 平成 年 月 日 |
| | | 事業者番号 | |
| フリガナ | ウ ニ ュ | | 印 <small>押印又は代表者自筆の署名</small> |
| 申請者名 | 運輸 株式会社 | | |
| 代表者名 | 代表取締役 | 連絡担当者 | |
| 郵便番号 | - | 電話番号 | |
| 申請者住所 | 県 市 567 番地 | | |
| 変更認可又は届出事項 | | | |
| 主たる事務所 営業所 休憩・睡眠施設 自動車車庫 配置車両数 事業用自動車の種別ごとの数 事業廃止 事業休止 役員変更 氏名・名称又は住所 譲渡譲受終了 合併終了 分割終了 事業休止再開 | | | |
| 貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項 | | | |
| ア．貨物自動車利用運送をする・しない | | | |
| イ．営業所 ウ．業務の範囲 エ．保管施設 オ．利用する運送事業者 | | | |
| 変更項目 | (新) | (旧) | |
| | 代表取締役 | 代表取締役 | |
| | 取締役 | | |
| | 監査役 | | |
| | | | |
| | | | |
| (変更理由) 平成 年 月 日変更 | | | |

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 ()

都計法照会 有 ・ 無

| | |
|-------|-------|
| 支局受付印 | 本局受付印 |
|-------|-------|

平成 年 月 日 ()

処理予定期間 平成 年 月 日迄

補正期間 平成 年 月 日

~平成 年 月 日 (日間)

該当しない旨の宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

私は、貨物自動車運送事業法第5条のいずれにも該当しないことを宣誓します。

年 月 日

住所 県 市 123番地
氏名

印

押印又は代表者自筆の署名

国土交通大臣
北陸信越運輸局長

殿

所在地
電話番号
名称
代表者氏名

印

_____変更届出書

この度、_____を変更しましたので、下記のとおり、(関係書類を添えて)届け出ます。

記

1. 事業の種類及び提出先

| 事業の種類 | 国土交通大臣 | 地方運輸局長等 | | | | | | | | | | | 備考 (免許番号等を記載) | |
|-------|--------|---------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|------------------|--|
| | | 北海道 | 東北 | 北陸信越 | 関東 | 中部 | 近畿 | 神戸 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

2. 変更事項 (該当する項目に _____ を付して下さい)

住所 名称 氏名 役員 社員

3. 根拠条項 (該当する項目に _____ を付して下さい)

港湾運送事業法施行規則第 33 条の 2 第 1 項
倉庫業法施行規則第 24 条第 2 項
貨物自動車運送事業法施行規則第 44 条第 1 項

内航海運業法施行規則第 18 条第 1 項
貨物利用運送事業法施行規則第 49 条第 1 項

4. 新旧対照表

| 変更事項 | 新 | 旧 |
|---------------|---|---|
| 住所 | | |
| 名称 (氏名) | | |
| 役員・社員 | | |
| 代表者 | | |
| 代表者以外の役員 (社員) | | |

5. 届出事由発生の日

平成 年 月 日

**貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業
を一体的に経営する者による変更認可申請等に
係る様式等（一元化した提出の手続き）**

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

私は、 _____ のいずれにも該当しないことを宣誓します。

(注)記 載 要 領

1. 役員又は社員に変更があったときは、新任者のみ関係書類として、関係法令の欠格事由のいずれにも該当しない旨の宣誓書（第2号様式）を添付すること。
2. 記の1については、事業の種類ごとに提出先に、経由局及び関係局（港湾運送事業、貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業にあつては事業所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局、倉庫業にあつては営業所の所在地を管轄する地方運輸局及び倉庫の所在地を管轄する地方運輸局をいう。）に を記入すること。
3. 記の2及び3については、該当する事項に印をつけること。
4. 記の4については、変更となった事項だけを記載すること。
ただし、役員に変更があった場合は、全員の新旧対照表を作成し添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
6. 官庁使用欄として、余白を3cm程度とること。

一般貨物自動車運送事業
 第二種貨物利用運送事業
 (内航・外航・鉄道・航空)
 第一種貨物利用運送事業(自動車)

事業計画変更認可申請書
 集配事業計画変更認可申請書
 事業計画変更届出書(鉄道のみ)
 登録事項変更届出書

事業計画変更届出書
 集配事業計画変更届出書

| | | | | |
|----------|---|-------------|-------|---|
| | | 申請等年月日 | 年 月 日 | |
| 北陸信越運輸局長 | 殿 | 事業者番号 | No. | |
| 長野運輸支局長 | 殿 | 事業者番号(登録番号) | No. | |
| 申請者住所 | | | | 印 |
| フリガナ | | | | |
| 申請者名 | | | | |
| 代表者名 | | 連絡担当者 | | |
| 郵便番号 | 〒 | 電話番号 | () | |

| 変更申請又は変更届出の内容(項目) | | |
|--|--|-----|
| 貨物自動車運送事業法関係 | 貨物利用運送事業法関係 | |
| 1. 主たる事務所(名称・位置) 2. 営業所(名称) 3. 営業所(位置) 4. 事業用自動車の種別ごとの数 5. 自動車車庫(位置・収容能力) 6. 休憩・睡眠のための施設(位置・収容能力) | 1. 主たる事務所(名称・位置) 2. 営業所(名称・位置) 3. 貨物の集配に係る営業所(名称・位置) 4. 各営業所に配置する事業用自動車の数 5. 自動車車庫(位置・収容能力) 6. 休憩・睡眠のための施設(位置・収容能力) | |
| 変更項目 | (新) | (旧) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| (変更理由又は届出事由発生年月日) | | |
| | | |
| | | |
| | | |

注1 表題の()内の運送機関については、該当する利用運送機関のみを記載するものとし、 内は該当する箇所をチェックすること。
 注2 事業者番号については、一般貨物自動車運送事業は上段に、貨物利用運送事業は下段にそれぞれ記載する。
 注3 認可申請及び事前届出にあっては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができるものとし、事後届出にあっては、氏名の記載のみでよい。

北陸信越運輸局長 殿
運輸支局長 殿

住所（新住所）
氏名または名称
代 表 者 名

市町村合併による行政区画変更に伴う住所等変更届出書

市町村合併による行政区画変更のため、次の事項について変更があったのでお届けいたします。

| 事業種別 | 一般乗合・一般貸切・一般乗用・一般貨物（特積除く）・特定旅客・特定貨物・軽貨物・レンタカー・第一種利用（自動車）・第二種利用（鉄道、航空） | | | |
|--------------|---|--|-------------|--|
| | 新 | | 旧 | |
| 1. 住 所 | | | | |
| 2. 主たる事務所の位置 | | | | |
| 3. 営業所関係 | 営業所の名称 | | 営業所の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 休憩・睡眠施設の名称 | | 休憩・睡眠施設の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 車 庫（所属営業所名） | | 車 庫（所属営業所名） | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 営業所の名称 | | 営業所の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 休憩・睡眠施設の名称 | | 休憩・睡眠施設の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 車 庫（所属営業所名） | | 車 庫（所属営業所名） | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 営業所の名称 | | 営業所の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 休憩・睡眠施設の名称 | | 休憩・睡眠施設の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 車 庫（所属営業所名） | | 車 庫（所属営業所名） | |
| | 位置 | | 位置 | |

事業種別は、該当する事業を で囲む。

北陸信越運輸局長 殿
運輸支局長 殿

住所（新住所）
氏名または名称
代表者名

市町村合併による行政区画変更に伴う住所等変更届出書

市町村合併による行政区画変更のため、次の事項について変更があったのでお届けいたします。

| 事業種別 | 一般貨物（特別積合せ貨物運送） | | | |
|--------------|-----------------|--|-------------|--|
| | 新 | | 旧 | |
| 1. 住 所 | | | | |
| 2. 主たる事務所の位置 | | | | |
| 3. 営業所関係 | 営業所の名称 | | 営業所の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 荷扱所の名称 | | 荷扱所の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 休憩・睡眠施設の名称 | | 休憩・睡眠施設の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 車 庫（所属営業所名） | | 車 庫（所属営業所名） | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 営業所の名称 | | 営業所の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 荷扱所の名称 | | 荷扱所の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 休憩・睡眠施設の名称 | | 休憩・睡眠施設の名称 | |
| | 位置 | | 位置 | |
| | 車 庫（所属営業所名） | | 車 庫（所属営業所名） | |
| | 位置 | | 位置 | |

一般事業と併用している施設を含む。

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）変更届出書

この度、第一種貨物利用運送事業の（*変更事項*）を変更したので貨物利用運送事業法施行規則第49条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所

氏名又は名称

代 表 者

2. 届出事項

変更した事項

| | |
|---|--|
| 新 | |
| 旧 | |

3. 変更の実施の日

年 月 日

貨物利用運送事業の登録事項変更届出

提出部数

北陸信越運輸局長あて二部

提出先

長野運輸支局

添 付 書 類

1. 氏名又は名称、住所を変更した場合
なし

2. 法人の役員又は社員を変更した場合
法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨を証する書類（宣誓書）

3. 利用する運送事業者を変更した場合
利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

4. 保管施設を変更した場合
 - イ 施設の概要書
 - ロ 都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書）
 - ハ 施設の使用権原を証する書面
 - 自己所有.....不動産登記簿謄本（写）等
 - 借 入.....賃貸借契約書（写）等

I . 運行管理者に係る届出留意事項等

1. 運行管理者の選任届出

- (1) 貨物自動車運送事業を新たに経営するとき。
- (2) 貨物自動車運送事業の営業所を新たに設置したとき。
- (3) 運行管理者を増員したとき。
- (4) 運行管理者を交替させたとき。

2. 運行管理者の解任届出

- (1) 貨物自動車運送事業を廃止したとき。
- (2) 貨物自動車運送事業の営業所を廃止したとき。
- (3) 運行管理者を減員したとき。
- (4) 運行管理者が退職したとき。
- (5) 運行管理者が死亡したとき。(運行管理者資格者証の返納が必要)...様式3

3. 運行管理者の選任数

| 事業用自動車の車両数(被けん引車は除く) | 運行管理者数 |
|----------------------|--------|
| 29両まで(運行車+運行車以外) | 1人 |
| 5両以上29両まで(運行車以外) | |
| 30両~59両(運行車+運行車以外) | 2人 |
| 60両~89両(運行車+運行車以外) | 3人 |
| 90両~119両(運行車+運行車以外) | 4人 |
| 120両~149両(運行車+運行車以外) | 5人 |
| 150両~179両(運行車+運行車以外) | 6人 |
| 180両~209両(運行車+運行車以外) | 7人 |
| 210両~239両(運行車+運行車以外) | 8人 |

4. その他

- (1) 運行管理者選任(解任)届出は、別紙の様式により2部を提出する。
- (2) 届出は、事由の発生後1週間以内に提出する。
- (3) 選任届けの場合は、運行管理者資格者証の写を添付する。
- (4) 運行管理者は、他の営業所の運行管理者を兼ねることはできない

運送の安全確保に関する手続き等について

(別添)

(表)

貨物自動車運送事業運行管理者 選任（解任）届出書

平成 年 月 日

殿

届出者の氏名
又は名称

届出者の住所

営業所の名称
及び所在地

| 事業の種類 | 1. 一般貨物 | 2. 特定貨物 | | |
|-----------|---------|----------------------|---------------------|---------|
| 事業用自動車の台数 | 総数 | うち一般車両数 (被牽引車を除く) | うち運行車数 (被牽引車を除く) | うち被牽引車数 |
| | 台 | 台 | 台 | 台 |

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| 年月日 | |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| 年月日 | |

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| 年月日 | |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| 年月日 | |

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| 年月日 | |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| 年月日 | |

(日本工業規格A列4番型)

(裏)

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| | 年月日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| | 年月日 |

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| | 年月日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| | 年月日 |

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| | 年月日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| | 年月日 |

| |
|----|
| 備考 |
|----|

| | |
|-----------|----------|
| 統括運行管理者氏名 | 選任年月日 |
| | 平成 年 月 日 |

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種別毎に記載すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を記載すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、選任情報記入欄の該当箇所に統括運行管理者氏名、選任年月日等指定された情報を記載すること。

| | | | |
|-----|---|---|-----|
| 選任数 | 増 | 減 | 現在数 |
| | 人 | 人 | 人 |

(注意事項)

運行管理者選任届けの際には、資格者証又はその写しを添付すること。またそれができない場合は、別途申請窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

該当するものを で囲む

届出は、届出事由の発生後週間以内に行うこと

貨物自動車運送事業運行管理者 選任（解任）届出書

平成16年 1月 1日

長野運輸支局長 殿

ふりがな及び代表者名を必ず記載し、
連絡先の電話番号をメモする。

届出者の氏名
又は名称

届出者の住所

営業所の名称
及び所在地

まるまる
株式会社
代表取締役 運輸太郎
長野市西和田 4 2 8 - 1
本社営業所
長野市西和田 4 2 8 - 1 (026-243-5525)

| 事業の種類 | 1. 一般貨物 | | 2. 特定貨物 | |
|-----------|---------|----------------------|---------------------|---------|
| | 総数 | うち一般車両数 (被牽引車を除く) | うち運行車数 (被牽引車を除く) | うち被牽引車数 |
| 事業用自動車の台数 | 台 | 台 | 台 | 台 |

| 選任年月日等 | |
|--------------------|----------|
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 16年1月1日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| うん ゆ た ろ う 運輸太郎 | S11年1月1日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| 新長第 号 | H3年1月1日 |

| 選任年月日等 | |
|--------------------|----------|
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 15年12月31日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| うん ゆ じ ろ う 運輸二郎 | S21年1月1日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| 新長第 号 | H5年1月1日 |

| 選任年月日等 | |
|----------|--------|
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| | 年月日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| | 年月日 |

選任の場合

解任の場合
* 解任の理由を記載すること(退職等)

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| | 年月日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| | 年月日 |

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| | 年月日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| | 年月日 |

| | |
|----------|--------|
| 選任年月日等 | |
| 年月日 | 兼職の有無 |
| 年月日 | 有()・無 |
| 解任等年月日 | |
| 年月日 | 理由 |
| 年月日 | |
| 運行管理者氏名 | |
| 氏名(フリガナ) | 生年月日 |
| | 年月日 |
| 資格者証番号 | |
| 番号 | 交付年月日 |
| | 年月日 |

| |
|----|
| 備考 |
|----|

| | |
|-----------|----------|
| 統括運行管理者氏名 | 選任年月日 |
| | 平成 年 月 日 |

(記載事項)

1. 事業の種類については、該当するものを一つ選択すること。
2. 事業用自動車の台数については、種別毎に記載すること。
3. 選任年月日等欄の兼職の有無については、該当項目を選択し、有の場合はその職名及び職務内容等を記載すること。
4. 選任年月日等欄の理由については、転勤・職制変更、法第20条の返納等を記載すること。
5. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、選任情報記入欄の該当箇所に統括運行管理者氏名、選任年月日等指定された情報を記載すること。

| | | | |
|-----|---|---|-----|
| 選任数 | 増 | 減 | 現在数 |
| | 人 | 人 | 人 |

(注意事項)

運行管理者選任届けの際には、資格者証又はその写しを添付すること。またそれができない場合は、別途申請窓口の支局に出頭し、資格者証又は資格者証の写しを提示するか、資格者証の写しを支局に郵送すること。

今回増減した数、及びその結果の現在数を記載する

運行管理者資格者証 訂正
再交付（注(1)）申請書

年 月 日

運輸局長 殿

収入

印紙

郵便番号

住 所

電話（連絡先）

（フリガナ）

氏 名

印

生年月日

資格者証の訂正再交付（注(1)）を受けたいので、貨物自動車運送事業輸送安全規則

第26条第1項
第27条第1項（注(1)）の規定により、別紙書類を添付して申請します。

| 理 由 | 1 氏名の変更 | 2 汚損 | 3 破損 | 4 亡失 |
|--------------------|---------|------|------|------|
| 申請前に有していた資格者証の記載内容 | 資格者証番号 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 生 年 月 日 | | | |
| 変 更 後 の 氏 名 | | | | |

注（1） 不要の文字は消すこと。

（2） 資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。

（3） 理由の欄は、該当する事項の数字を で囲むこと。

運行管理者資格者証返納届出書

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

届出者氏名

住 所

資格者との続柄

下記事由により、運行管理者資格者証を返納します。

記

- 1 運行管理者資格者証の返納を命じられたため
- 2 紛失した運行管理者資格者証を発見したため
- 3 運行管理者資格者が死亡したため
- 4 運行管理者資格者が失踪宣告を受けたため

| | | | |
|-----------|--|-------|----------|
| 資格者証番号 | | 交付年月日 | 平成 年 月 日 |
| 資 格 者 氏 名 | | | |

備考

上記の返納事由に該当する事項の番号を で囲むこと。

(日本工業規格 A 列 4 番)

自動車事故報告書の提出及び記載事項について

報告書の提出等

1. 記入注意事項(2)の区分の事故（事故内容が路外逸脱のみの場合は報告不要）を引き起こした運送事業者は、30日以内に自動車事故報告書3通を、使用本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出すること。
提出先:〒381 - 8503 長野市西和田1丁目35番4号
北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門
TEL 026-243-5525
FAX 026-259-4508
2. 記入注意事項(2)10の「健康起因」に該当する事故の場合は、「自動車事故報告書等の取扱要領」別表2の調査事項を調査のうえ提出すること。
3. 記入注意事項(2)11の「車両故障」に該当する事故の場合は、自動車事故報告規則第3条2項の書面等を添付すること。
4. 記入注意事項(2)12の「その他」の事故とは、次に掲げるものをいう。
20人以上の軽傷者を生じたもの
鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの
高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの
10台以上の多重衝突を生じたもの
飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り運転等悪質な法令違反(ひき逃げ含む)により事故を生じたもの
5. 事故報告書用紙は、トラック協会

記入注意事項

- (1) イ 印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の必要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
ロ 印欄は記入しないこと。
ハ 印欄及び 印欄以外の欄は該当する事項を で囲むこと。
ニ 印欄は自動車の装置の故障により運行できなくなった場合は記入を要しない。
ホ 時刻の記入は、24時間制によること。
ヘ 「自動車登録番号または車両番号」の欄は、けん引車が被けん牽引車を連結した状態で事故を引き起こしたときは、それぞれの車両について記載すること。
- (2) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 「転覆」当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 「転落」当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき。

- 3 「路外逸脱」 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
- 4 「火災」 当該自動車または積載部品に火災が生じたとき。
- 5 「踏切」 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、または接触したとき。
- 6 「衝突」 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、または接触し、死者または重傷者（自動車損害賠償補償法施行令第5条2号または3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じた事故を引き起こしたとき。
- 重傷者とは次の項目に該当する傷害を生じた場合をいう。
- 脊柱または上腕若しくは前腕の骨折
- 内蔵の破裂
- 14日以上入院を要するもの
- 入院を要し、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
- 7 「死傷」 死者または重傷者（6に同じ）を生じた事故を起こしたとき。（9に該当する場合を除く。）
- 歩行者若しくは自転車に乗っている者を死傷させたときまたは走行中の車両への飛び乗りまたは飛び降り等で死傷した場合が該当する。
- 8 「危険物等」 (6)1～7に該当する積載物の全部若しくは一部が飛散、または漏洩したとき
- 9 「車内」 操縦装置又は乗降口の扉の開閉をする装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）に11日以上医師の治療を要する傷害が生じたとき。
- 10 「健康起因」 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったとき。
- 11 「車両故障」 かじ取装置、制動装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）またはシャシばねの破損または脱落により、自動車が運行できなくなったとき。
- 12 「その他」 1から11までに該当しないとき及び国土交通大臣が特に必要と指示（「報告書の提出等」の4参照）したもの。
- (3) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (4) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には路面から水面までの垂直距離とする。
- (5) 「車名」「型式」「車体の形状」「初度登録年または初度検査年」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されているものを記入する。けん引車が被けん引車を連結した状態で事故を引き起こした場合は、それぞれの車両について記載すること。
- (6) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車の積載されていたもの。
- | | |
|--------|---|
| 1 危険物 | 消防法第2条第7項に規定する危険物 |
| 2 火薬類 | 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類 |
| 3 高压ガス | 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス |
| 4 核 | 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物 |
| 5 R i | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射線同位元素及びそれによって汚染された物 |
| 6 毒劇物 | シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物 |
| 7 可燃物 | 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物 |
- (7) 「許可等の必要性」及び「許可等の所得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその所得状況に該当するものを で囲むこと。

- 1 制限外許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの。
- (8) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法等を記載した書類をいう。
 - (9) 「種類」の欄の「自動車専用道路」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の要に供しない場所とする。
 - (10) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は車道）の総幅員とする。
 - (11) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車の前方30m以内に交差点があった場合とする。
 - (12) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことであり、運行管理者資格者証保有者は資格者証の番号を、保有者でない者（平成17年1月31日まででかつ旅客運送事業者に限る）は生年月日を記載すること。
 - (13) 「統括運行管理者」は、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。
複数運行管理者選任の場合は必ず必要。（運行管理者と同一の場合もあり得る）
 - (14) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故（死傷または物の損壊事故）に関して記載する。「過去3年間の道路交通法の違反の状況」の欄は事業用自動車の乗務時のものを記載する。
 - (15) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
 - (16) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、(2)10の「健康起因」に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
 - (17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
 - (18) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
 - (19) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
 - (20) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
 - (21) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。

事故速報

1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と追突し、若しくは接触したものであり、かつ、死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けたものをいう。）を生じたもの若しくは危険物等が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたとき又は国土交通大臣の指示があったときは、二十四時間以内に、その事故の概要を電話等により速報すること。
2. 自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル（平成21年1月23日付国自総第441号の2、国自安第95号の2、国自環第187号の2）による速報の対象となる以下の(1)～(7)が事故が発生した際には速やかに速報（別添様式1）すること。
 - (1) 2名以上の死者を生じた事故（第一当事者に限る）

- (2) 5名以上の重傷者を生じた事故（第一当事者に限る）
- (3) 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）生じた事故（第一当事者に限る）
 - * 「第一当事者」とは、トラック側に過失が高いと思われる事故をいう。
 - なお、相手方が歩行者、自転車の場合は広く報告すること。
- (4) 飲酒又は酒気帯びによる人身事故
- (5) 自然災害に起因する可能性のある事故
- (6) 危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類（以下「危険物等」という。）の大量漏洩事故
 - * 「危険物等」とは、消防法第2条第7項に規定する危険物をいう。
- (7) その他報道機関などから取材、問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故
- (8) 放射性輸送物の自動車輸送時における事故（*）
 - （*）貨物自動車運送事業者は、その所持する放射性輸送物について事故、紛失、盗難などが生じた場合には、直ちにその旨を国土交通省に報告（別添様式2）しなければならない。

別記様式（第3条関係）

| | | | |
|---|----------------------------|-------------------|--|
| 自動車事故報告書 国土交通大臣 殿 自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号 年 月 日 提出 | | | |
| 発生日時 | 年 月 日 時 分 | 路線名 又は 道路名 | |
| 天 候 | 1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他 | | |
| 発生場所 | 都道 区市 区町 番地 府県 郡 村 | | |
| ☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置 | | 自動車登録番号 又は車両番号 | |
| 当時の状況 | | | |
| 現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。） | | | |
| 当 時 の 処 置 | | | |
| 事 故 の 原 因 | | | |
| 再 発 防 止 策 対 | | | |
| 備 考 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|---|--|---------|--------------|------|------|------|--------|------|---------|---------|--------|------------------|--|---|---|--|
| 事故の種類 | 区分 | 1 転覆 | 2 転落 | 3 路外逸脱 | 4 火災 | 5 踏切 | 6 衝突 | 7 死傷 | 8 危険物等 | 9 車内 | 10 健康起因 | 11 車両故障 | 12 その他 | 危険認知時の速度 | km/h | | | |
| | 発生順 | | | | | | | | | | | | | 危険認知時の距離 | m | | | |
| | 転落の状態 | 落差 | | m | | 水深 | | m | | | | | | スリップ距離 | m | | | |
| | 衝突等の状態 | 1 正面衝突 | | 2 側面衝突 | | 3 追突 | | | | | | | | 当該自動車の事故時の走行等の態様 | 1 直進(加速) 2 直進(減速) 3 直進(定速) 4 後退 5 追越 6 右折 7 左折 8 駐車 9 停車 10 転回 11 合流 12 その他 | | | |
| | 車名 | 型式 | 車体の形状 | | 初度登録年又は初度検査年 | | | | | | | | | | 道路上での事故の場合には事故発生地点 | 1 車道 2 歩道 3 横断歩道 4 路側帯 5 路肩 6 交差点 7 バス停留所 8 トンネル 9 その他 | | |
| | 事業 | 1 乗合旅客 2 貸切旅客 3 乗用旅客 4 特定旅客 5 一般貨物(イ特別積合せ貨物 口その他) 6 特定貨物 7 特定第二種 | | | | | | | | | | | | | | 死傷事故の場合には死傷者の状態 | 1 左側通行 2 右側通行 3 信号無視 4 車道通行 5 歩道通行 6 横断歩道歩行 7 車の直前横断 8 斜横断 9 飛び出し 10 酩酊 11 路上作業 12 路上遊戯 13 乗降中 14 安全地帯 15 自転車運転 16 その他 | |
| | 自家 | 1 有償貸渡し(レンタカー) 2 有償旅客運送 | | 3 その他 | | | | | | | | | | | | 車両の故障に起因する場合には故障箇所 | 1 原動機(速度抑制装置を除く) 2 速度抑制装置 3 動力伝達装置 4 車輪(タイヤを除く) 5 タイヤ 6 車軸 7 操縦装置 8 制動装置 9 緩衝装置 10 燃料装置 11 電気装置 12 車枠及び車体 13 連結装置 14 乗車装置 15 物品積載装置 16 窓ガラス 17 騒音防止装置 18 排気管等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 21 警音器 22 視野を確保する装置(後视镜、窓ふき器等) 23 計器(速度計、走行距離計等) 24 消火器 25 内圧容器及びその附属装置 26 運行記録計 27 その他 | |
| | 種別 | 1 普通 2 小型 | | 3 その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 乗車定員 | 人 | | 当時の乗車人員 | | 人 | | | | | | | | | | | | |
| | 最大積載量 | kg | | kg | | | | | | | | | | | | | | |
| | 許可等の必要性 | 制限外許可 | | 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 許可等の取得状況 | 制限外許可 | | 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | | | | |
| 貨物の内容 | 1 土砂等 2 長大物品等 3 コンテナ 4 生コンクリート 5 危険物等 6 冷凍、冷蔵品 7 原木、製材 8 引越 9 その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運搬の有無 | 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 積載危険物等 | 種類 | | 1 危険物 2 火薬類 3 高圧ガス 4 核 5 RI 6 毒劇物 7 可燃物 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 品名及び積載量又は放射能の量 | 品名 () kg、1 () Bq | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イエローカードの携行状況 | 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路の種類 | 1 道路(イ高速自動車国道 口自動車専用道路等 八その他) 2 その他の場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路の幅員 | m | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こう配 | 1 平たん 2 上り 3 下り | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路の形態 | 1 直線 2 右曲り 3 左曲り 4 交差 5 つづら折り | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 路面の状態 | 1 乾 2 湿 3 積雪 4 氷結 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒標識の設置 | 1 有 2 無 | | 当該道路の制限速度 | | km/h | | | | | | | | | | | | | |
| 踏切の状態 | 1 遮断機付き 2 警報機付き 3 その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業所及び運行等の状況 | 当時の運行計画 | | (発地・経由地・着地) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安全性優良事業所の認定(貨物のみ) | 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運送形態 | 1 下請運送 2 その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 荷送人の氏名又は名称及び住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 荷受人の氏名又は名称及び住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | 氏名 | | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運行管理者資格者証番号 | 運行管理者資格者証番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 損害の程度 | 死亡 | | 人(うち乗客人) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重傷 | 人(うち乗客人) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽傷 | 人(うち乗客人) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者番号 | 事業者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再発防止対策 | 再発防止対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事故の日から30日以内に使用本抛の位置を管轄する運輸支局長経由で3部提出すること。

自動車事故報告書

国土交通大臣

殿

代表者印は無くても良い

印欄は具体的に記入すること
 印欄は記入しないこと
 印欄及び 印欄以外の欄は で囲むこと
 印欄は自動車の装置の故障により運行できなくなった場合は記入しないこと。

自動車の使用者の氏名又は名称

(株) ↓

代表取締役

住 所 県 市 - -

24時間体制で記入 ↓ 平成 年 月 日 提出

| | | | |
|--|--|--|------|
| 発生日時 | 平成 年 月 日 時 分 | 路線名 又は 道路名 | 国道 線 |
| 天 候 | 晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他 | | |
| 発生場所 | 都道 区市 番地 府県 郡 | | |
| 当該自動車の使用の本抛の名称および位置 | | 自動車登録番号又は車両番号 | |
| 本社営業所 配置営業所の名称記入 県 市 丁目 番地 車検証の使用本抛の位置を記入 | | 11あ 123 トレーラー連結時は両方記入 | |
| 当時の状況 | | | |
| 当社 営業所の運転者 は、平成 年 月 日午前 時 分 出社し、始業点呼を受け123号車で 時 分に出庫した。 営業所にて を積み、 へ向けて出庫、2回の休憩を経て 時 分頃に上記場所の信号交差点手前20mで信号が赤になったので停車した。信号が青に変わり発車しようとしたところ、交差点左側方向から乗用車が赤信号を無視して交差点に侵入してきたので、ハンドルを右に切り急制動をとったが間に合わず当該車両の前部左側面に衝突した。 乗用車には、運転者1名が乗っており、両足を骨折し重傷を負った。 | | | |
| 現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。） | | | |
| | | 相手車両運転者 (才) 重傷(両足骨折) 住所 略図の最低記載事項 事故時の自動車、歩行者等の位置関係及び進行方向 歩道、車道(幅員明記のこと)、横断歩道の位置明記 道路標識、一時停止線の位置及び内容明記 | |
| 当時の処理 | 直ちに乗用車の運転者を病院に収容するとともに警察に届出した。 | | |
| 事故の原因 | 相手車両の信号無視、及び速度超過 原因が運転者の「健康状態」または「車両故障」に起因する事故については、別に添付書類必要 | | |
| 再発防止対策 | 事故内容を掲示し、交差点での防衛運転に務めるように乗務員に対し周知した。 | | |
| 備考 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|---------------|---------------|-------------|--------------|-----------------------|--------------|--------------|--------|------|---------|---------|--------|-----------------|---|---|--|--|
| 事故の種類 | 区分 | 1 転覆 | 2 転落 | 3 路外逸脱 | 4 火災 | 5 踏切 | ⑥ 衝突 | 7 死傷 | 8 危険物等 | 9 車内 | 10 健康起因 | 11 車両故障 | 12 その他 | 危険認知時の速度 | 10 km/h | | | |
| | 発生 | | | | | | | | | | | | | 危険認知時の距離 | 3 m | | | |
| | 状態 | 落差 | | m | | 水深 | | m | | | | | | スリップ距離 | 1 m | | | |
| | 衝突等の状態 | 1 正面衝突 | | 2 側面衝突 | | 3 追突 | | | | | | | | 当該自動車の事故時の走行等の様 | 直進(加速) 2直進(減速) 3直進(定速) 4後退 5追越 6右折 7左折 8駐車 9停車 10転回 11合流 12その他 | | | |
| | 車名 | 型式 | 車体の形状 | | 初度登録年又は初度検査年 | | | | | | | | | | 道路上での事故の場合には事故発生地点 | 1車道 2歩道 3横断歩道 4路側帯 5路肩 6横断歩道歩行 7車の直前横断 8斜横断 9飛び出し 10路肩 11路上作業 12路上遊戯 13乗降中 14安全地帯 15自転車運転 16その他 | | |
| | 車検証どおり記入 | | パン | | H18.4 | | トレーラ連結時は呂法記入 | | | | | | | | 死傷事故の場合には死傷者の状態 | 1左側通行 2右側通行 3信号無視 4車道通行 5歩道通行 6横断歩道歩行 7車の直前横断 8斜横断 9飛び出し 10路肩 11路上作業 12路上遊戯 13乗降中 14安全地帯 15自転車運転 16その他 | | |
| | 事業 | 1乗合旅客 2貸切旅客 | | 3乗用旅客 4特定旅客 | | ⑤一般貨物(イ特別積合せ貨物(口その他)) | | 6特定貨物 7特定第二種 | | | | | | | | 車両の故障に起因する場合には故障箇所 | 1原動機(速度抑制装置を除く) 2速度抑制装置 3動力伝達装置 4車輪(タイヤを除く) 5タイヤ 6車軸 7操縦装置 8制動装置 9緩衝装置 10燃料装置 11電気装置 12車枠及び車体 13連結装置 14乗車装置 15物品積載装置 16窓ガラス 17騒音防止装置 18ばい煙等の発散防止装置 19灯火装置及び指示装置 20反射器 21警音器 22視野を確保する装置(後写鏡、窓ふき器等) 23計器(速度計、走行距離計等) 24消火器 25内圧容器及びその附属装置 26運行記録計 27その他 | |
| | 自家 | 1有償貸渡し(レンタカー) | | 2有償旅客運送 | | 3その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 種別 | 普通 | | 2小型 | | 3その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 乗車定員 | 2人 | | 当時の乗車人員 | | 1人 | | | | | | | | | | | | |
| | 最大積載量 | 12600 kg | | 9500 kg | | | | | | | | | | | | | | |
| | 車検証どおり記入 | | トレーラ連結時は、両方記入 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-------------------|--|----------------------------------|--------|-----|
| 概要 | 氏名 | 運輸三郎 | | |
| | 年令 | 30才 | | |
| | 経年数 | 8年3月 | | |
| | 自動車の運転を職業とする者については勤務状況 | 本務・臨時の別 | 本務 | 2臨時 |
| | | 事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数 | 5日 | |
| | | 業務開始から事故発生までの勤務時間及び乗務距離 | 40時間 | |
| | | 最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計 | 勤務日数 | 2日 |
| | | 乗務距離 | 360 km | |
| | 損害の程度 | 1死亡 2重傷 3軽傷 | | |
| | シートベルトの着用状況 | 着用 2非着用 3非装備 | | |
| | 交替運転者の配置 | 1有 無 (交替後の勤務時間及び乗務距離) 時間 km | | |
| | 過去3年間の事故の状況 | (過去3年間の事故件数) 0件 (最近の事故年月日) 年 月 日 | | |
| 過去3年間の道路交通法の違反の状況 | (過去3年間の違反件数) 0件 (最近の違反年月日) 年 月 日 | | | |
| 過去3年間の適性診断の受診状況 | 1有 2無 (最近の受診年月日) 19年 3月 12日 (適性診断受診場所) | | | |
| 最近の健康診断の受診年月日 | (最近の受診年月日) 19年 7月 18日 | | | |
| 本務・臨時の別 | 1本務 2臨時 | | | |
| 損害の程度 | 1死亡 2重傷 3軽傷 | | | |
| シートベルトの着用状況 | 1着用 2非着用 3非装備 | | | |

| | | | |
|--------|-----------------------------|---|-------------------|
| 道路等の状況 | 種類 | 道路(イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等(その他)) | |
| | 道路の幅員 | 9 m | |
| | こう配 | 平たん | 2上り 3下り |
| | 道路の形態 | 1直線 2右曲り 3左曲り | 交差 5つづら折り |
| | 路面の状態 | 乾 | 2湿 3積雪 4氷結 |
| | 警戒標識の設置 | 1有 2無 | 当該道路の制限速度 40 km/h |
| | 踏切の状態 | 1遮断機付き 2警報機付き 3その他 | |
| | 当時の運行計画 | (発地・経由地・着地) 営業所(長野) 営業所(松本) 営業所(松本) 営業所(長野) | |
| | 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ) | | |
| | 安全性優良事業所の認定(貨物のみ) | 1有 無 | |
| | 運送形態 | 1下請運送 その他 | |

| | | | | | | |
|-------------|--------|-------------|---------------|---------|-----------|--|
| 営業所及び運行等の状況 | 運行管理者 | 氏名 | 陸運太郎 | 統括運行管理者 | 陸運次郎 | |
| | | 運行管理者資格者証番号 | 新第号 S40. 4. 1 | 新第号 | S40. 4. 1 | |
| | 損害の程度 | 死亡 | 人(うち乗客 人) | | | |
| | | 重傷 | 1人(うち乗客 0人) | | | |
| | | 軽傷 | 人(うち乗客 人) | | | |
| | 事業者番号 | | | | | |
| | 再発防止対策 | | | | | |

【自動車事故速報】 (第 報)

北陸信越運輸局 長野運輸支局

発信者： _____ (TEL _____)

(検査整備保安部門 TEL 026 - 243 - 5525
FAX 026 - 259 - 4508)

受信者：
受 付：平成 年 月 日 時 分

日時 平成 年 月 日 () 時 分 天候： _____ 道路名： _____

場所 _____ kp

種類 転覆 転落 路外逸脱 火災 踏切 衝突 車内 死傷 その他

損害 死者： 人 重傷者： 人 軽傷者： 人 車両の損害： 破 ()

| | | | | |
|---------------|------|---------------------|-----------|----------------------|
| 事故当事者 (第一) | 事業者名 | 業態等 | 車名・型式・年式 | |
| | 登録番号 | 運転者 年齢 才 経験 年 | 定員 積載量 | 当時： 人 kg 最大： 人 kg |

| | | | | |
|---------------|------|---------------------|-----------|----------------------|
| 第二当事者 (第二) | 事業者名 | 業態等 | 車名・型式・年式 | |
| | 登録番号 | 運転者 年齢 才 経験 年 | 定員 積載量 | 当時： 人 kg 最大： 人 kg |

| | | | | | | |
|----|----|----------|-------------|-------------------|----------|--------|
| 道路 | 幅員 | 勾配 | 直・曲線の別 | 路面の状態 | 車両制限令の指定 | 路肩危険指定 |
| | m | 平坦 上り 下り | 直線 右曲 左曲 交差 | 乾燥 湿潤 凍結 積雪 (cm) | | 有 無 |

| | | | | | | |
|----|-------------|-----------|-------|-------------------|--|--|
| 転落 | 追越・行進・退避・単独 | | | 正立・横転(乗降口：上・下)・逆転 | | |
| | 落差： m | 場所： _____ | 水深： m | 傾斜： 度 | | |

踏切 種別：第 種 幅員： m 見通し： m 勾配： m 制限等： _____

一般事項 危険認知の速度： km/h 当該道路の制限速度 km/h 危険認知距離： m

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 事業者 | 所在地： _____ | 営業所 | 営業所名： _____ |
| | 代表者名： _____ | | 配置車両数： 両 |

事故状況 (多重衝突事故等の場合は、現場略図等を別紙に記載すること。)

(簡略図) (下欄は運送事業者等による記載不要)

| | |
|------|-------|
| 指示事項 | _____ |
| 推定原因 | _____ |
| 備考 | _____ |

(注) 第一当事者欄には、当該事故の第一原因者を記載すること。

(発生日時：平成 年 月 日 時 分・道路名： 上・下り線 .Kp) (別紙)

(路側帯) (方向)⇨

・
・
・

==== (中央分離帯) =====

・
・
・

⇩(方向) (路側帯)

(事故概要) (インター閉鎖： IC ~ IC間・ 時 分~ 時 分)

(関係車両)

| | 登録番号 | 使用者 | 車両(検査証記載事項) | | | | | 積載物品 | 運転者 (同乗者) | 年齢 | 損害等 |
|--|------|-----|-------------|----|----|----|-------|------|--------------|----|-----|
| | | | 車名 | 型式 | 年式 | 定員 | 最大積載量 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

F A X 送 信 票

長野運輸支局検査整備保安部門（保安担当）あて

平成 年 月 日

FAX 026 - 259 - 4508

時 分現在

事 故 報 告 （ 第 報 ）

| | | | |
|----------------|----------|----------|-----|
| 事業者名 | | | |
| 事故発生日時 | 平成 年 月 日 | 時 分 | |
| 事故発生場所 | | | |
| 事故車の登録番号 | | | |
| 死者数 | 行方不明者数 | 総負傷者数 | |
| | | うち重傷者数 | |
| 名 | 名 | 名 | 名 |
| 危険物等の種類 | | 危険物等の積載量 | |
| 漏洩の状況 | | | |
| 事故概要 | | | |
| 情報入手先 | | | |
| その他判明している事項 | | | |
| 【緊急連絡担当者名・連絡先】 | | | |
| 氏名 | | | TEL |

F A X 送 信 票

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 あて
FAX 03 - 5253 - 1639

平成 年 月 日
時 分現在

事 故 報 告 (第 報)

| | | | | |
|----------------|----|----|----|-----------------|
| 事業者名 | | | | |
| 事象の件名 | 事故 | 紛失 | 盗難 | その他 (いずれかを で囲む) |
| 発生日時 | 平成 | 年 | 月 | 日 時 分 |
| 発生場所 | | | | |
| 事象の概要 | | | | |
| 運搬について責任を有する者 | | | | |
| 荷送人 | | | | |
| 荷受人 | | | | |
| 搬出日時 | | | | |
| 搬入予定日時 | | | | |
| その他判明している事項 | | | | |
| 【緊急連絡担当者名・連絡先】 | | | | |
| 氏名 _____ | | | | |
| TEL _____ | | | | |

別表2 運転者の健康状態に起因する事故の調査事項

1. 事業者

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 営業所の名称及び住所
- (3) 事業の種類
- (4) 営業所の運転者数及び車両数

2. 事故等の概要

- (1) 発生年月日
- (2) 発生場所
- (3) 道路の状況
道路名
幅員
勾配
道路の形態等
- (4) 車両
登録番号
車名
型式
年式
- (5) 運転者
氏名
年齢
経験年数
採用年月日
選任年月日
- (6) 事故等の状況（当日の運行状況を含む）
- (7) 損害
- (8) 推定原因
- (9) 事故処理の状況

3. 当該運転者に関する事項

- (1) 健康状態の把握状況
健康診断の受診状況
注意事項精密診断（検査）の状況
加療の状況

(2) 勤務等の状況

最近1ヶ月間の勤務状況

乗務調整等勤務上の配慮の状況

(3) 当日の点呼執行者及び関係者の所見等

4. 当該事業者所属運転者に係る事項

(1) 健康管理の指導状況

(2) 健康上の要注意者の状況

(3) 健康上の要注意者に対する管理状況

(4) 健康上要注意者の勤務における配慮の状況

5. 当該事業者における健康状態に起因する事故防止対策の現状と今後の改善

6. 当該事業者における同種事故の発生状況（過去3年間）

別表3 車両故障事故報告書添付

| | | | |
|------------------------------------|------|---------|---|
| 自動車検査証 の有効期間 | | 年 月 日まで | |
| 使用開始後の 総走行距離 | | km | |
| 最近における 大規模な改造 | 内 容 | | |
| | 施行期日 | 年 月 日 | |
| | 施行者 | | |
| 破損又は脱落部品名 | | | |
| 同上部品の名称 | | 前 | 後 |
| | | 左 | 右 |
| 当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ | | km | |
| 当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況 | | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日 | |
| 破損又は脱落の状況 (略図又は写真) | | | |
| 当該部品の製作者(不明の場合は 販売者)の氏名又は名称及び住所 | | | |
| 疲労又は急進破損の別 | | | |
| 材質、加工、設計等に対する意見 | | | |

事業用自動車の定期点検整備実施基準（例）

（社名）

（目的）

第1条 この事業用自動車定期点検整備実施基準は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年7月30日運輸省令第22号）第13条の規定により、当社における事業用自動車（以下「車両」という。）の定期の点検及び整備について基準を定め、もって輸送の安全確保を図ることを目的とする。

（定期点検整備計画）

第2条 経営者及び整備管理者（以下「整備管理者等」という。）は、毎事業年度の開始前において、車両ごとに当該事業年度の定期点検整備実施計画表（別記）を作成するものとする。

（定期点検整備実施）

第3条 整備管理者等は、前条に定める計画に基づき、自動車点検基準（昭和26年8月10日運輸省令第70号）第2条第1号の別表第3（事業用自動車の定期点検基準）の定めるところにより、3ヶ月・12ヶ月ごとに点検整備を実施するものとする。

（定期点検整備結果の措置）

第4条 整備管理者等は、前条の定めにより定期点検整備を行ったときは、第2条に定める定期点検整備実施計画表（別記）の実績欄にその結果を記載するものとする。

（定期点検整備記録簿の保存）

第5条 整備管理者等は、第3条の定めにより定期点検整備を行ったときは、次に掲げる事項を記載した定期点検整備記録簿を車両ごとに作成し、当該車両に備え置くものとする。

- ア、点検の年月日
 - イ、点検の結果
 - ウ、整備の概要
 - エ、整備の完了年月日
 - オ、車台番号
 - カ、自動車登録番号
 - キ、点検時の総走行距離
 - ク、点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の規定にかかわらず、当該車両を自動車分解整備事業者に依頼して定期点検整備を実施したときは、当該自動車分解整備事業者の交付する分解整備記録簿の写しをもって定期点検整備記録簿に代えることができるものとする。
- 3 整備管理者等は、定期点検整備記録簿を1年間保存するものとする。

附 則

この事業用自動車の定期点検整備実施基準は、平成 年 月 日から実施する。

車両整備管理に関する手続き等について

日常点検表（事業用自動車・自家用貨物自動車等用）

| 年 月分 | | 登録番号（車両番号）又は車番 | | | | | | | | | | 号 | | |
|-------------|-----------------------|---------------------------------|---|--|--|---|--------------------------------------|----------------------------|--|--|---|---|--|-----------------------|
| 点 検 日 | 点 検 実 施 者 | 点 検 項 目 及 び 点 検 | | | | | | | | | | 確 認 者 印 | | |
| | | 運 転 席 | | | ボ ン ネット | | 外 廻 り | | | | | | | |
| | | 前 日 の 異 常 箇 所 | ブ レ ー キ 踏 き み し る | 駐 車 ブ レ ー キ レ バ ー の 引 き し る | 原 動 機 か か り 具 合 異 音 | ウ ウ オ イ ツ ン シ ド ヤ 液 量 | ワ イ パ ー 払 拭 状 態 | パ ッ テ リ 液 量 | 原 動 機 フ ア ン ジ ン ベ ル ト の 張 り 損 傷 | タ イ ヤ 溝 の 深 さ 異 常 な 摩 擦 亀 裂 及 び 損 傷 | 方 向 指 示 器 点 滅 具 合 | 灯 火 装 置 汚 れ 、 損 傷 | エ ア タ ン ク 疑 水 の 有 無 | 整 備 管 理 者 |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | | | | |

（注）・ 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 ・ 点検の結果、正常な状態と判断した場合は、当該枠内に 印を、異常があった場合は×印を、記載し、その内容を整備管理者に報告すること。
 ・ 点検項目中のディスク・ホイールの取付状態は車両総重量 8 トン以上が対象。

整備管理者（選任・変更・廃止）届の記載例及び記載上の留意事項

不要の文字をそれぞれまっ消すること

別紙 1

| | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|---|--------------------|-------------|----------------|--|---|------|------|----|-------|
| 整理番号 | | | | | | | | | | | |
| 整備管理者（選任・変更・廃止）届出 | | | | | | | | | | | |
| 運輸局長殿 | | | 平成 年 月 日 | | | ふりがな | | | | | |
| 運輸支局長殿 | | | 届出者の氏名又は名称 | | | 届出者の住所及び電話番号 | | | | | |
| TEL () | | | | | | | | | | | |
| 道路運送車両法第59条の規定により、整備管理者を <u>選任・変更・廃止</u> したので届出ます。 | | | | | | | | | | | |
| 選任年月日 | 平成 年 月 日 | | 業態 | 車種 | 台数 | 整備管理者の資格条件 | 1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他 | | | | |
| 新規選任、増員する場合 変更する場合 | 整備管理者氏名 | (ふりがな) | 事業用 | バス | | 点検整備、 整備管理 又は 整備管理 の経験 | 年月から | 年月まで | 事業場名 | 位置 | 業務の概要 |
| | 明大昭 | 生 | トラック | 8トン以上 | | | | | | | |
| | 満 | 才 | 貨物軽 | 8トン未満 | | | | | | | |
| | 事業の種類 | 1. バス 2. ハイ・タク 3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用 | 自動車数 | 事業用計 | | 事業主の 確認書 | 上記 が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 | | | | |
| | 使用の本拠の位置 | 名称 住所 | 自家用 | レンタカー | 11人以上 11人未満 | | 事業者住所氏名(名称) (代表者名) | | | | |
| | 整備責任者 | 職名 | 合計 | バス(レンタカー以外) | 30人以上 30人未満 | | | | | | |
| | 委託 | 所属事業主同意書 | 車両法第53条の規定による解任の有無 | その他 | | 整備種類 級 合格年月日 年 月 日 合格証書番号 第 号 | | | | | |
| | 兼務の有・無 | 職名 | 変更・廃止の事由 | 自家用計 | | 被選任者の同意書 私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 (氏名) | | | | | |
| | 既に整備管理者に選任されている本拠 | 名称 位置 | | | | | | | | | |

ふりがなを忘れないこと

該当事項を で囲むこと

1,4の資格要件の者は選任前研修修了証の写しを添付又は提示すること。

資格の有無が確認できるように具体的に記入すること

整備士資格を有する場合には記入すること
合格証書の写しを添付、又は提示すること

署名をすること
(ゴム印の場合は押印が必要)

該当事項を で囲むこと

該当事項を で囲むこと

外部委嘱の場合は必ず自企業内の者を指名し、記入すること

兼職がある場合に記入すること

注意事項

- この届出書は整備管理者を選任・変更・廃止するために提出すること。
- 整備管理者1名ごとに提出すること。
- 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の種類を記入すること。
- 変更届出の場合は変更事項を朱色で記入すること。
- 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。

- 「自動車数」の欄は、選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)
- 「所属事業主同意書」の欄には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること。
- 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること。
- 「被選任者の同意書」の欄には、選任される本人が内容を確認の上、押印又は署名すること。

署名をすること
(ゴム印の場合は押印が必要)

事務内容を記入すること。

該当事項を 印でかこむこと

**貨物自動車運送事業の事業計画変更等申請様式集
(改訂版)**

平成16年3月 作成

監 修 北陸信越運輸局 長野運輸支局
編集発行 社団法人長野県トラック協会